

5. 日本銀行条例の制定

- (35) 同上、351ページ。
- (36) 同上、350ページ。
- (37) 同上、350ページ。
- (38) 同上、351～352ページ。
- (39) 同上、352ページ。
- (40) 同上、352ページ。この男谷参事院議官補の答弁は、条例案第15条「日本銀行ハ公債証書ヲ買入又ハ之ヲ売扱フコトヲ得ヘシ但此場合ニ於テハ大蔵卿ノ許可ヲ得ヘキモノトス」に関するものといえようが、基本的な考え方としては条例案第10条第6項但し書にも通ずる。ちなみに、条例案第15条は、日本銀行の「資本は常に流動円活して一方に淹滞せず。一事に固着せざらんことを要すと雖も、若し時あつて非常の緩慢を來たし、之を利用する余地なき……ときは、之を以て公債証書を買入れ聊か利殖を図るに非ざれば、亦別法の求む可きものなかるべし」という理由から設けられたものであった（前掲「日本銀行条例説明」1016ページ）。したがって、公開市場操作という考え方は毛頭なかったことに注意しなければならない。
- (41) 前掲「元老院会議筆記」353～354ページ。
- (42) 同上、333ページ。
- (43) 同上、365ページ。
- (44) 同上、365ページ。
- (45) 同上、367ページ。
- (46) 同上、366ページ。
- (47) 同上、366ページ。
- (48) 同上、329ページ。
- (49) 同上、325～326ページ。

(4) 日本銀行条例の制定

日本銀行条例の大綱

日本銀行条例は全文25条よりなるが（後掲、表5-6参照）、その要点は次のとおりであった。

- イ、有限責任の株式会社とし、東京に本店を置く。
- ロ、資本金は1000万円とし、5万株に分かち1株200円とする。株主総会の決議により増資を請願することができる。

ハ、営業年限は30年とする。株主総会の決議により営業年限の延長を請願することができる。

ニ、株主になれる者は日本人に限られ、大蔵卿の許可を必要とする。

ホ、次の業務を営むことができる。
①政府発行の手形・為替手形・商業手形等の割引および買入れ、
②地金銀の売買、
③金銀貨・地金銀担保貸付、
④取引先会社・銀行・商人のために行う手形の取立て、
⑤預り金、
⑥保護預り、
⑦公債・政府発行の手形・政府の保証する証券を担保とする貸付（その金額・利子歩合は大蔵卿の許可を要する）、
⑧手形・切手の発行、
⑨公債の売買（大蔵卿の許可を要する）。

ヘ、次の業務を営んではならない。
①不動産および銀行・会社の株式を担保とする貸付、
②自行株式を担保とする貸付、
③自行株式の買取り、
④直接・間接に工業に関与すること、
⑤営業外不動産の所有。

ト、政府の都合により国庫金の取扱いを行う。

チ、兌換銀行券発行権を有する。ただし、兌換銀行券を発行させるとときは別段の規則を制定する。

リ、総裁1名、副総裁1名、理事4名で総理し、ほかに監事3～5名を置く。

ヌ、総裁は勅任、副総裁は奏任とし、任期はいずれも5年とする。理事は株主総会で選挙し、大蔵卿が任命する。監事は株主総会で選任する。理事・監事の任期は定款で定める。

ル、大蔵卿は監理官を派遣し、諸般の事務を監視させる。

ヲ、本支店・出張所・約定店等の営業状態を調査し、少なくとも毎月1回大蔵卿に報告する。

ワ、政府は日本銀行の業務を監督し、その営業上条例・定款に違反することはもちろん、政府において不利と認める事項はこれを制止する。

カ、本条例の趣旨に基づき定款を作成し、政府の許可を受ける。

政府半額出資の件は定款にゆだねられ、銀行券発行に関する具体的規定はすべて別の規則に譲られたが、以上の日本銀行条例の要点からは、これまで繰り返し述べてきたように、商業金融中心主義が掲げられ、政府の中央銀行に対する監督

権限が強力であったことが直ちに読み取られるであろう。試みに、日本銀行条例の典拠となったベルギー国立銀行条例と対比してみよう。

ベルギー国立銀行条例との比較

表5-6は日本銀行条例とベルギー国立銀行条例とを対照したものである。まず、類似点として以下の諸項目が挙げられよう。

- ① 営業上商業金融中心主義を掲げ、産業金融への進出を禁止した。
- ② 公債保有および公債担保貸付の金額・利子歩合等につき政府の許可を必要とした。
- ③ 国庫金の取扱いに従事させることにした。
- ④ 営業年限の定めのある株式会社組織であった。
- ⑤ 政府が必要と認める時は店舗の設置を命ぜることができた。
- ⑥ 損失補填・配当金不足補填のため法定積立金の制度を認めた。
- ⑦ 総裁は国の元首が任命することにした。
- ⑧ 政府は監督のため監理官を派遣することにした。
- ⑨ 定期的に政府に対し報告書を提出することを義務づけた。
- ⑩ 定款の制定・変更は政府の許可を必要とした。
- ⑪ 政府は中央銀行を監督し、不利と認める事項は制止できる権限を有した。

次に、相違点としては次の4項目を指摘することができる。

- ① 営業年限は、ベルギー国立銀行の25年に対し、日本銀行は30年であった（ベルギー国立銀行の営業年限は、最初の期限が到来する3年前の1872年に30年に更新された）。
- ② ベルギー国立銀行の場合は銀行券発行制度が定められていた。（なお、後に別の法律で定められた日本の発券制度では、当初の過渡期はあいまいな形がとられたものの、明治21年以降は保証発行屈伸制限制度がとられたのに対し、ベルギーでは比例準備制度が採用されていた。）
- ③ 日本銀行の場合は、コルレス取引の締約に関する定めがあった。
- ④ ベルギー国立銀行の場合は、理事の選任は株主総会に一任されていたが、日

本銀行の場合は株主総会で選挙した者の中から政府が任命することになっていた。

本行創設時点（明治15年＝1882年）では、ベルギー国立銀行の営業年限も30年であったこと、日本銀行の場合、銀行券発行に関する具体的規定が他の法律にゆだねられたのは、本行創設の特殊事情によるものであったことを考えると、日本銀行条例とベルギー国立銀行条例との相違点は、コルレス取引に関する規定の有無と理事選任方法のみということになり、類似点のほうが圧倒的に多い。日本銀行条例がベルギー国立銀行条例を典拠としたことは紛れもない事実であり、そのほとんどを継承したといっても過言ではあるまい。

その理由についてはこれまでにも断片的ながら述べてきたが、ベルギー国立銀行条例が各国中央銀行制度の「萃ヲ抜キ華ヲ摘ミ」「完璧ヲ成セシ」ものであったからであろう。本行創立後数十年を経た1913年12月に、アメリカにおいて連邦準備制度が採用された際、その準備機関として設けられた「全国金融委員会（The National Monetary Commission）」に対し提出されたチャールス・A・コンアント（Charles A. Conant）のベルギー国立銀行に関する報告書も、同国立銀行の「創設者はベルギーおよびその他の国の諸経験に関する資料を集め、これこそ設立しうる最善の組織であると確信した機関を設立することができた。……ベルギー国立銀行は、多数の経済研究家が同行を理想的な発券銀行に属すると考えるに足る二、三の特徴を備えている」と記していた。⁽²⁾ これから見ると、松方の同行に対する評価は偏っていたとは必ずしもいえない。加えて、「師と仰いだ」⁽³⁾ レオン・セーの示唆があったこともあづかって力があったといえよう。

しかし、日本銀行条例とベルギー国立銀行条例とを参照してみたとき、「一驚を喫する程何れも政府の中央銀行に対する監督権限が強力」⁽⁴⁾ であったことを重視すれば、たとえベルギー国立銀行条例がいかに「理想的な発券銀行に属」し、いかにセーの示唆があったとしても、日本銀行条例制定に際し「ベルギー国立銀行を典拠としたことについては、国会の制約を可及的に排除し、行政権の強大なることを欲する松方正義の基本精神に相通するものを発見したからではなかろうか」と吉野俊彦が指摘しているが、もっともであると考えられる。松方は「行

政、軍制の組織、及び大臣其他文武百官の進退黜陟より、外交の枢機に至るまで、挙て之を元首の掌握に帰する」立憲君主政体を「国家の至幸」と考えていた。⁽⁶⁾ そのような松方の政治思想が、「日本銀行条例の制定、あるいはまた兌換銀行券条例の制定に当って、政府の日本銀行に対する強力な監督権の留保となって現われ」たとしても不思議ではない。⁽⁷⁾

ただ、この点に関連し『ベルギー国立銀行史』⁽⁸⁾ が次のように語っていることは看過できない。すなわち、「大蔵大臣はベルギー国立銀行の監督権、決定に対する拒否権および若干の特定された権限を有していたが、このように大蔵大臣の権限を特定したのは、経済情勢の変化に即応して行動すべき同国立銀行を制約しないためであった」と（傍点は引用者のもの）。つまり、大蔵大臣の中央銀行に対する一般的命令権を認めず、その権限を「特定」することによって、中央銀行を「公権力の不当行使から擁護した」というのである。そうであるならば、ベルギー国立銀行の場合、政府の監督権限が強大であったといっても、その印象はやや異なってこざるをえない。そこでは、政府の監督・介入に枠をはめたという意識が前面に出ているからである。政府の権限やその解釈が不当と考えられる場合には、ベルギー国立銀行は司法機関に訴えることができたと述べられていることは見逃してはなるまい。

もちろん、ベルギー国立銀行に対する政府の監督権限が、イギリス銀行はいうまでもなく、フランス銀行やオーストリア・ハンガリー銀行の場合よりも強かったことは否定できない。フランス銀行に対する政府の監督権限はあくまでも間接的なものであった。政府は総裁・副総裁の任命権を有していたが、大蔵大臣の報告によってフランス銀行の法律違反・規則違反等を知ることができるだけであった。オーストリア・ハンガリー銀行の場合は、政府はその任命する監理官を通じて同行による業務運営の法律違反・定款違反や公益に対する背反を監視するにとどまり、具体的な案件についての指令権は与えられていなかった。また同行は、株主総会や重役会の決議に対する政府の抗議に服しえないときは、裁判に付することができたのである。一方、ベルギー国立銀行よりも政府の監督権限が強大であったドイツ帝国銀行の場合でも、同行の監督にあたる管理委員4名のうち

3名、ならびに同行の運営をゆだねられた総裁および重役6名の実質的選挙権は帝国議会が握っており、議会の意向が強く反映されるようになっていた。これらの事例に比べると、ベルギー国立銀行の場合は、もっぱら行政府が中央銀行の業務運営に対し強い権限を有していたことが特徴的であった。

このような諸事情を考えると、中央銀行に対する強い監督権限を確保するとともに、議会による制約を極力免れようとしていた松方ならびに政府の意向に、ベルギー国立銀行の制度は最もふさわしかった。フランス銀行やオーストリア・ハンガリー銀行の制度では、政府の監督権は間接的すぎるし、ドイツ帝国銀行の制度では議会の意向が反映されすぎた。松方がベルギー国立銀行から学んだのは、政府の監督に枠をはめることではなく、[・][・][・]行政府の監督権限をいかにして確保するかという点であったといえよう。

日本銀行条例がベルギー国立銀行条例から継承したもう一つの特徴、すなわち商業金融中心主義についても子細に事情を検討すべき点が残されている。イギリス銀行に典型的に見られたように、中央銀行の信用供与は商業手形の割引を中心とすべしという理念が存在していたことは否定できないが、ベルギー国立銀行が商業金融中心主義を掲げるに至った背後には、次のような事情もあったといわれている。

すなわち、ベルギー国立銀行（資本金2500万フラン）創設時には、既にベルギー総合銀行（同6300万フラン）とベルギー銀行（同2000万フラン）という2大発券銀行が営業しており、商工業金融に従事していた。したがって、中央銀行としてベルギー国立銀行を設立するに当たっては、この2大銀行の銀行券発行権を放棄させる必要があった。同国立銀行の創立者である首相のフレール・オーバン（Frère-Orban）は、ベルギー総合銀行およびベルギー銀行に対し国立銀行の株主となり、同行に対する株主としての監督権と利益分配にあずかる権利を与える代わりに、銀行券発行権を放棄させた。同時に、両銀行との競合関係をできるだけ少なくするため、ベルギー国立銀行には主として商業手形の割引に従事させることにした。その後、ベルギー総合銀行とベルギー銀行は主として工業企業の発起と産業金融を行うようになったが、ベルギー国立銀行の商業金融中心主義は2

大銀行に対する妥協策であったとみられないこともない。⁽¹¹⁾ また、理事の選任を株主総会にゆだねたのも妥協策の一つであったのではなかろうか。

松方も産業金融機関としての興業銀行もしくは勧業銀行を設立しようという意図を有していた。しかし、まず中央銀行が創設され、その15年後および20年後に、ようやく日本勧業銀行と日本興業銀行の設立が実現された。その意味では、同じく商業金融中心主義を掲げながらも、本行の場合はかなり事情を異にしていたといえよう。

表 5-6 日本銀行条例とベルギー国立銀行条例の比較

日本銀行条例（明治15年6月27日） （太政官布告第32号）	白耳義国立銀行条例（1850年5月5日公布）
第一条 日本銀行ハ有限責任トシ本行ノ負債弁償ノ為メ株主ノ負担スヘキ義務ハ株金ニ止マルモノトス	第一条 白耳義国立銀行ノ名称ヲ以テ一銀行ヲ設立シ其本店ヲ「ブリュツセル」市ニ置ク
第二条 日本銀行ハ本店ヲ東京ニ置クヘシ各府県ノ首邑其他要用ナル地方ニ支店出張所ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンデンス」ヲ締約スルコトヲ得但支店出張所ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンデンス」ヲ締約スルトキハ其事由ヲ大蔵卿ニ具状シテ其許可ヲ受クヘシ又大蔵卿ニ於テ支店出張所ヲ要用ナリトスル時ハ銀行ニ命シテ之ヲ設置セシムルコトアルヘシ	第二条 銀行ハ各州首市及其他設置ノ必要アル地方ニ割引所ヲ設置ス 政府ハ本銀行ト協議ノ上必要アリト認ムル地ノ各割引所ニ割引委員ヲ附属セシム
第三条 日本銀行ノ営業年限ハ開業ノ日ヨリ満三十年トス但株主総会ノ決議ニ依リ営業ノ延期ヲ請願スルコトヲ得	第三条 銀行ノ営業期限ハ二十五年トス
第四条 日本銀行ノ資本金ハ壹千万円ト定メ之ヲ五万株ニ分チ一株百円トス但株主総会ノ決議ニ依リ資本金ノ増加ヲ請願スルコトヲ得	第四条 資本金ハ二千五百万法トシ之ヲ二万五千株ニ分チ一株ヲ千法トシ記名若クハ無記名トス
第五条 日本銀行ノ株券ハ總テ記名券トナシ日本人ノ外壳買譲与スルヲ許サス	
第六条 日本銀行ノ株主トナラントスルモノハ大蔵卿ノ許可ヲ受クヘシ	
第七条 資本金總額五分ノ一即チ貳百万円ノ入	第五条 各株式ノ五分ノ三ニ当ル金額ノ払込ア

第1章 日本銀行の創立

日本銀行条例（明治15年6月27日） （太政官布告第32号）	白耳義国立銀行条例（1850年5月5日公布）
金アル時ハ営業ヲ開始スルヲ得ヘシ但資本金 募集ノ手続ハ定款ヲ以テ定ムル者トス	リタル時ハ営業ヲ開始スヘシ 著シキ損失ヲ蒙リタルトキハ銀行重役ハ千五 百万法迄資本金ヲ補充セシム
第八条 営業上ニ於テ損失ヲ生シ資本現入金額 ノ内幾分ヲ減少シタル時ハ其事由ヲ審明シ資 本入金残額ヨリ其欠額ニ充ル迄ノ金額ヲ追募 スヘシ	業務ノ拡張ニ依リ必要ヲ生スル時ハ資本金ノ 払込ヲ命スルコトヲ得払込ノ方法及条件ハ定 款ヲ以テ之ヲ定ム 払込延滞ノ金額ニ對シテハ三分ノ利子ヲ徵シ 銀行ノ所得トス
第九条 事業ノ伸張ニ由リ資本入金ノ増加ヲ要 スル時ハ之ヲ資本入金残額ヨリ追募スヘシ	第六条 積立金ヲ設置シ之ヲ左ノ用途ニ使用ス 一、資本金欠損補充
第十条 純益金總額ヨリ株主割賦金ヲ引去リ其 残額ヨリ少クトモ十分ノーッ左ノ目的ヲ以テ 積立金ト為ス可シ	二、資本金ニ對スル配当ヲ年五分ニ達セシム ル為メノ利益補充 積立金トシテ引去ルヘキ金額ハ純益金ヨリ資 本金ニ對スル年六分ノ配当ヲ引去リタル残高 ノ少クトモ三分ノートス
第一 資本金ノ損失ヲ補フ	第七条 年六分ノ配当金超過額ノ六分ノーッ以 テ政府ノ所得トス
第二 割賦金ノ不足ヲ補フ	第八条 本銀行ノ営業ハ左ノ如シ
第十一條 日本銀行ノ営業ハ左ノ如シ	一、銀行定款ニ規定スル範囲内ニ於テ為替手 形、其他商取引ヨリ生シタル手形及大藏省 証券ヲ割引シ又ハ買入ル、コト
第一 政府発行ノ手形為換手形其他商業手形 等ノ割引ヲ為シ又ハ買入ヲ為ス事	二、金銀ノ売買ヲ為スコト
第二 地金銀ノ売買ヲ為ス事	三、地金銀、金銀貨ヲ担保トシテ貸付ヲ為ス コト
第三 金銀貨或ハ地金銀ヲ抵当トシテ貸金ヲ 為ス事	四、個人若クハ会社ノ委託ニ依リ手形ノ取立 ヲ為スコト
第四 予テ取引約定アル諸会社銀行又ハ商人 ノ為メニ手形金ノ取立ヲ為ス事	五、通貨ノ当座預リヲ為シ又ハ証券、貴金 属、金銀貨ノ保護預ヲ為スコト
第五 諸預リ勘定ヲ為シ又ハ金銀貨貴金属並 諸証券類ノ保護預リヲ為ス事	六、銀行重役会及監事会ニ於テ定時ニ決定シ 大蔵大臣ノ許可ヲ得タル制限及方法ニ基 キ、内国公債証書若クハ政府ノ保証アル他 ノ証券ヲ担保トシテ当座貸若クハ短期貸付 ヲ為スコト
第六 公債証書政府発行ノ手形其他政府ノ保 証ニ係ル各種ノ証券ヲ抵当トシテ当座勘定 貸又ハ定期貸ヲ為ス事但其金額及利子ノ割 合ハ總裁副總裁理事監事ニ於テ時々決議シ 大蔵卿ノ許可ヲ受クヘシ	

5. 日本銀行条例の制定

日本銀行条例（明治15年6月27日） （太政官布告第32号）	白耳義国立銀行条例（1850年5月5日公布）
第十二条 日本銀行ハ第十一条ニ記載スル事業ノ外左ニ掲クル件々ハ勿論其他諸般ノ営業ニ関涉スルコトヲ得ス 第一 不動産及ヒ銀行又ハ諸会社ノ株券ヲ抵当トシテ貸金ヲ為ス事 第二 本銀行ノ株券ニ対シテ貸金ヲ為シ又ハ此株券ノ買戻ヲ為ス事 第三 諸工業会社ノ株主タルハ勿論直接間接ヲ問ハス工業ニ関係スル事 第四 本支店出張所ヲ開設スル為メ必要ナル者ノ外一切他ノ不動産ノ所有主タル事 第十三条 政府ノ都合ニ依リ日本銀行ヲシテ国庫金ノ取扱ヒニ從事セシムヘシ	第九条 第八条ニ規定セルモノ、外銀行ハ一切他ノ業務ヲ営ムコトヲ得ス 銀行ハ借入ヲ為スコトヲ得ス、又不動産ヲ抵当トシ又ハ工業会社ノ株券ヲ担保トシテ貸金ヲ為スコトヲ得ス 自己ノ株券ニ対シ貸付ヲ為シ又ハ之カ買戻ヲ為スコトヲ得ス 直接間接ニ工業上ノ企業ニ関係シ又ハ前条第二号ニ掲クルモノ、外商業ヲ営ムヲ得ス、且銀行ノ営業上ニ必要ナルモノ、外不動産ヲ取得スルコトヲ得ス 第十条 銀行ハ法律ノ定ムル条件ニ従ヒ国庫出納役ノ事務ニ從事スヘシ
第十四条 日本銀行ハ兌換銀行券ヲ發行スルノ權ヲ有ス但此銀行券ヲ發行セシム時ハ別段ノ規則ヲ制定シ更ニ頒布スル者トス	第十二条 質金所設立セラル、時ハ政府ハ本銀行ヲシテ其業務ヲ取扱ハシムルノ權ヲ有ス、其業務ハ一般行務ト分離独立セルモノニシテ其組織ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム 第十三条 銀行ハ持參人払銀行券ヲ發行シ、其流通高ハ容易ニ換価シ得ヘキ証券ヲ以テ代証スルコトヲ要ス 硬貨在高ト流通銀行券ノ割合ハ定款ヲ以テ之ヲ定ム 第十四条 政府ハ銀行ト協議ノ上銀行券ノ様式、発行ノ方法及各種銀行券ノ發行金額ヲ定ム
第十五条 日本銀行ハ諸手形及切手ヲ發行スルヲ得ヘシ	第十四条 銀行券ハ「ブリユツセル」ニ於ケル銀行本店ニ於テ兌換ス 政府ハ銀行券ヲ國庫ヘノ仕払ニ用ユルコトヲ許可スルコトヲ得
第十六条 日本銀行ハ公債証書ヲ買入又ハ之ヲ売扱フコトヲ得ヘシ但此場合ニ於テハ大蔵卿	第十五条 銀行ハ資金振替ノ便ヲ図リ一覽後數日払ノ送金手形ヲ發行スルコトヲ得 第十六条 銀行ハ其払込資本ニ超過セサル範囲内ニ於テ政府ノ認許ヲ経テ公債証書ヲ所有ス

第1章 日本銀行の創立

日本銀行条例（明治15年6月27日） （太政官布告第32号）	白耳義国立銀行条例（1850年5月5日公布）
ノ許可ヲ受クヘキモノトス	ルコトヲ得 銀行重役会カ監事會ノ同意ヲ得テ請願シ大蔵大臣之ヲ許可シタルニ非サレハ銀行ハ如何ナル取得ヲモ為スコトヲ得ス
第十七条 日本銀行ハ總裁一人副總裁一人理事四人ヲ以テ綜理スル者トス此外ニ監事三人乃至五人ヲ置クヘシ	第六条規定ノ積立金ヲ公債証書ニ運用スヘシ 第十七条 銀行ノ事務ハ總裁一名理事六名ニテ綜理ス
第十八条 総裁副總裁ハ任期五ヶ年トシ總裁ハ勅任副總裁ハ奏任トス但任期中ハ他ノ官職ヲ兼任スルヲ得ス	第十八条 此他ニ監事會ヲ設ケ又割引委員会ヲ設ク 第十九条 総裁ハ五ヶ年ノ任期ヲ以テ国王之ヲ任命ス
第十九条 理事ハ株主總会ニ於テ撰挙シ大蔵卿ノ命スル者トス但創立第一回ハ五ヶ年ノ任期ヲ以テ大蔵卿之ヲ特命スヘシ監事ハ株主總会ニ於テ之ヲ撰挙シ理事監事ノ任期ハ定款ヲ以テ定ムヘシ	総裁ハ任期中上院若クハ下院ノ議員トナリ又ハ政府ヨリ恩給金ヲ受クルコトヲ得ス 上下両院中ノ議員ニシテ總裁ノ任命ヲ受ケ之ヲ承諾シタル時ハ直ニ議員タル資格ヲ失フモノトス 総裁ニシテ両院中ノ議員ニ選出セラレタルモノハ新任務ヲ受諾セル旨ヲ通告セル後ニ非サレハ議員ノ資格ニテ宣誓スルコトヲ得ス
第二十条 理事監事ハ任期中他ノ銀行又ハ会社等ノ役員タルヲ許サス	第二十条 理事及監事ハ株主總会之ヲ選挙ス但シ（開業）最初ノ理事ハ任期ヲ三ヶ年トシテ政府之ヲ任命ス 理事及監事ノ任期及満期ノ順序ハ定款ノ規定ニヨル
第二十一条 大蔵卿ハ特ニ監理官ヲ日本銀行ニ派出シテ諸般ノ事務ヲ監視セシムヘシ	第二十一条 銀行ノ営業、特ニ割引及銀行券発行ヲ監督スル為メ政府事務官（監理官）一名ヲ置ク 其俸給ハ銀行重役会ト協議ノ上政府之ヲ定ム但銀行ノ負担トス
第二十二条 日本銀行ハ本支店出張所及約定店等ノ営業上百般ノ景況ヲ調査シ少クモ毎月一	第二十二条 銀行重役会ハ毎月本店及割引所ノ実況ヲ政府ニ報告スヘシ、此報告ハ毎月官報

日本銀行条例（明治15年6月27日） （太政官布告第32号）	白耳義国立銀行条例（1850年5月5日公布）
回之ヲ大蔵卿へ報告ス可シ	ニ広告スルモノトス
第二十三条 日本銀行ハ本条例ノ旨趣ニ基キ銀 行定款ヲ作り政府ノ許可ヲ受クヘン但定款ヲ 改正シ又ハ定款外ノ事件ヲ処スル時ハ株主總 会ニ於テ決議シ政府ノ許可ヲ受ク可シ	第二十三条 銀行ノ定款ハ本条例ノ趣旨ニ遵ヒ 作成スヘシ 定款ハ国王ノ認可ヲ受クヘシ、定款ノ改正ハ 株主總会ノ要請及政府ノ承認アルニ非サレハ 之ヲ行フヲ得ス
第二十四条 政府ハ日本銀行諸般ノ業務ヲ監督 シ其營業上条例定款ニ背戾スル事ハ勿論政府 ニ於テ不利ト認ル事件ハ之ヲ制止スヘシ	第二十四条 政府ハ總テ營業上ニ就キ監督權ヲ 有シ、法律、定款及國家ノ利益ニ反スル行為 ハ之ヲ制止スルコトヲ得
第二十五条 此条例ヲ改正増削スル時ハ其施行 ノ日ヨリ三ヶ月以前ニ之ヲ布告スヘシ	第二十五条 発券銀行ハ「ソシエテー、アノニ ーム」ノ形式ニヨリ且法律ニ依ルニ非サレハ 株式組織ヲ以テ創立スルヲ得ス 一八五〇年国立銀行条例補則
	第二十六条 銀行ハ強制通用力アル紙幣ヲ流通 ヨリ回収スヘシ 右紙幣引上ニ基ツク政府ノ白耳義銀行ニ對ス ル債務完済迄政府ハ国立銀行ニ對シ法貨トシ テ該紙幣ヲ使用シ又ハ国立銀行券ヲ發行スル ノ權能ヲ賦与ス 右ニ依ル紙幣及銀行券ノ發行額ハ如何ナル場 合ニ於テモ引上ケラレタル紙幣及引上ケラレ サル紙幣ノ總額ヲ超過スルヲ得ス 一八四八年三月二十日及五月二十二日ノ法律 ニ定ムル權限、保証、特權及抵當ニ關スル規 定ノ効力ハ右引上完了迄存続スルモノトス
	第二十七条 本法ノ第九条ノ規定ヲ茲ニ繰返ス 割引銀行ハ国立銀行設立ト共ニ之ヲ廃止ス 政府ハ国立銀行設立ト共ニ一八四八年五月二 十二日法律第七条ニ基キ國庫ノ發行セル紙幣 回収ノ權限ヲ有ス
	第二十八条 国立銀行ハ本法公布後六ヶ月以内 ニ設立スヘシ 本法公布ニ際シテハ政府ノ副署ト共ニ官報ニ

日本銀行条例（明治15年6月27日） （太政官布告第32号）	白耳義国立銀行条例（1850年5月5日公布）
	依リ公示セラルヘキコトヲ命ス 一八五〇年五月五日 ブリユツセルニテ レオポルド

（出所） 白耳義国立銀行条例は日本銀行保有資料『日、白中央銀行条例、定款比較対照』昭和16年。

日本銀行定款の要点

日本銀行条例第23条により、同条例の趣旨に基づき作成を義務づけられていた「日本銀行定款」は、本行開業日の4日前に当たる明治15年10月6日に、政府の許可を得て制定された。全文8章87か条から成り、条例の25か条に比べて著しく長文であった。それだけに条例には見られなかった重要な規定が少なからず盛り込まれていた。

第1に、条例では前述のように単に「日本銀行ノ資本金ハ壹千万円ト定メ」る（第4条）というだけであったが、定款では「日本銀行ノ資本金半額迄ハ政府ニ於テ引受ケ之カ株主タルヲ得ヘシ」（第8条）と、政府の半額出資に関する規定が設けられた。「株主タルヘシ」ではなく「株主タルヲ得ヘシ」と定められたのは、政府の出資はあくまでも一時的なものとして意図されていたことを示しているといえよう。また、配当率に関する「日本銀行創立旨趣ノ説明」の趣旨にしたがい、純益金の分配方法を規定した定款第36条において、民間所有の本行株式に対しては年8%の、政府所有のそれに対しては年6%の配当をなすべしと定められた。

第2に、条例では公債等担保貸付の利子歩合に限り「総裁副総裁理事監事ニ於テ時々決議シ大蔵卿ノ許可ヲ受クヘシ」（第11条）と定めただけであったが、定款ではそのほか、政府発行手形の割引歩合は「時々大蔵卿ニ稟議シ重役集会ニ於テ決定スルモノトス」と規定され（第25条）、その他商業手形等の割引歩合は「毎月重役集会ニ於テ決定シ、支店出張所ニ於テハ本店ヨリ時々指定スル所ノ歩合ニ

従フヘシ、但シ此歩合ハ重役集会ニ於テ必要ト認ムルトキハ、何時ニテモ之ヲ変更スルヲ得ヘシ」と定められた（第26条）。

定款の上記規定によると、政府発行手形の割引歩合は大蔵卿への「稟議」を要したが「許可」ではなく、商業手形等の割引歩合は「許可」も「稟議」も必要とせず、本行限りで決定することができた。しかも、「毎月」重役集会で決定せよとか、重役集会が必要と認めるときは「変更」できることと定められていたことからみると、かなり弾力的な変更を予想していたといえよう。もっとも、手形割引歩合の変更は「監事集会ノ承諾ヲ経テ施行スル者トス」ことになっていた（第58条）が、「事情至急ヲ要スル時ハ手形割引ノ歩合ニ限り重役集会ノ決議ノミヲ以テ増減スルヲ得ヘシ」という特則（第61条）が設けられていたことは注意を要しよう。

第3に、条例では「日本銀行ハ総裁一人副総裁一人理事四人ヲ以テ綜理スル者トス此外ニ監事三人乃至五人ヲ置クヘシ」と定める（第17条）のみで、「綜理スル」具体的方法は示されていなかったが、定款ではそれが明記された。

すなわち、「総裁副総裁理事ノ集会ヲ名ケテ重役集会ト言」い（第41条）、「重役集会ハ銀行諸般ノ事務ヲ決議スルモノトス」と定め（第58条）、同集会を行務総理の中心機関とした。また、監事の集会を「監事集会」と呼び（第41条）、「銀行諸般ノ業務ヲ監視シ且諸帳簿類ヲ検査スル者トス」と規定された（第61条）が、それにとどまらず、監事集会は手形割引歩合の変更、政府発行手形の割引金額および公債等担保貸付の金額の変更、ならびに公債買入れに関する重役集会の決議を「承認」するという重要な権限も付与されていた（第61条）。また、重役集会の調整回付する本行経費予算につき、監事は「調査シ正当ナリト認ル時ハ之ヲ承認ス」ことになっていたが（第61条）、監事の承認があれば本行予算は確定し、政府の認可を必要としなかったことは注目すべきことといえよう。

重役集会・監事集会のほか、「毎月一回宛開会シ営業上ノ得失ヲ商議」し、利益金分配・賞与金額、保護預りの約定・手続き、重役集会の起案した銀行内規・支店出張所規則、支店出張所の開廃を決議する銀行総会（総裁・副総裁・理事・監事の集会）が置かれた（第64・65条）。また、「割引手形審査ノ為メ」割引委員

の制度が設けられていたことも看過できない（第41条）。理事を長とする割引委員の制度は、本行開業後ほどなくして「曖昧模糊」となるが、この制度を設けたのは商業金融中心主義の一つの表われといえよう。

金融政策の運営という意味を広く解釈すれば、重役集会・監事集会・銀行総会・割引委員とも多かれ少なかれそれに関与していたといえようが、その主たる担い手は重役集会であった。したがって同集会に関しては、「議事録ヲ作り、其決議ノ旨趣並事務ノ要領ヲ記載シ、出席員及文書局長之ニ署名捺印ス可シ」と定められ（第60条）、議事録の作成が義務づけられていたことは——当然とはいえ——注目すべきであろう。監事集会と銀行総会については、定款にはそのような定めがなかったが、明治15年12月7日に実施された本行「仮内規」では、議事要件簿または議事録の作成を必要とする旨規定されていた。もっとも、これらの議事録等はいずれも現存していない。

ちなみに、重役集会・監事集会・銀行総会における議決法をみると、いずれも一定の定足数を定め多数決制を採用していた。可否同数の場合は、重役集会と銀行総会では議長である総裁がこれを決し、監事集会についてはその決を銀行総会で行うことにしてはいた。

条例には見られなかった重要な規定の第4は、総裁・副総裁には政府代表的な色彩が付されたことである。条例においても総裁は勅任、副総裁は奏任、その任期は5年とし、「任期中ハ他ノ官職ヲ兼任スルヲ得ス」と定められ（第18条）、理事・監事の場合（「任期中他ノ銀行又ハ会社等ノ役員タルヲ許サス」第20条）に比べると、本行総裁・副総裁の地位は一つの官職と考えられていたようにうかがわれるが、定款ではそれに加えて、「総裁副総裁ノ俸給及交際費ハ政府ニ於テ定メ銀行ヨリ支弁スルモノトス」と定められた（第44条）。総裁・副総裁が日本銀行本来の役員であったならば、その俸給・交際費を本行が支払うのは当然のことであって、改めて規定する必要はなかったはずである。

さらに定款は次のように定めていた。「総裁ハ重役集会ニ於テ決議セシ事件ヲ不当ナリト認ムル時ハ、速ニ銀行総会ヲ開キ其意見ヲ諮詢スルヲ得ヘシ／各会議ニ於テ決議シタル事件ト雖モ、条例定款ニ抵触スルコトハ勿論政府ノ不利ト認ム

ル時ハ、総裁直チニ之ヲ停止シ政府へ申告スヘシ」（第55条）と。この規定と、「政府ハ日本銀行諸般ノ業務ヲ監督シ其営業上条例定款ニ背戾スル事ハ勿論政府ニ於テ不利ト認ル事件ハ之ヲ制止スヘシ」という規定（条例第24条。定款第86条も同趣旨）とを併せ考えると、総裁ならびに総裁事故ある時その代理を勤める副総裁の政府代表的な色彩はいよいよ濃くなるといえよう。

こうした事実と政府の監督権・制止権とを踏まえて、日本銀行は「明かに政府機関である。単に国策的金融機関というよりももっと国家的な、政府の代行機関的性格をもつものであり、政府の半額出資もまたこれの保証という意味をもった」という見解もみられる。⁽¹²⁾これによれば、「政府の意図したところは日本資本主義の保護育成であり、民間銀行に対する資金供給の源泉としての政府代行機関であった。」なぜ国有国営の形態を探らなかったのかといえば、「その最も大きい理由は日本銀行によって政府と民間資本とを結合するということ、政府は民間資本に対する自らの指導権・管理権を最後迄堅持すると共に民間資本の要求も亦飽く迄尊重するという暗黙の契約と理解してよいだろう」と説明されている。⁽¹³⁾

確かに、富国強兵・殖産興業という課題の早急な達成は民間資本の育成と協力なくしては困難である一方、民間資本の急速な成長は政府の保護支援なくしては困難であつただろう。また、「日本銀行は形式的には私法人として創立せられたのであるが、実質的には政府が上からつくりだしたものであり、政府機関としての色彩のつよいものであった」だろう。⁽¹⁴⁾しかし、前述のように「民間銀行に対する資金供給の源泉としての政府代行機関であった」とのみとらえることは一面的にすぎよう。兌換制度を基礎とする近代的・統一的な通貨制度と、整備された銀行組織の体系の上に立つ近代的な信用制度の確立という日本銀行設立目的が、見失われてしまうおそれがあるからである。

定款に盛り込まれた規定のうち見落とせないものとしては、以上のほか、株主に対する配当金控除後の純益金からなされる積立金は、「金銀貨、地金銀及公債証書ノ買入ニ使用スヘシ」と定められた（第20条）ことと、政府はその「都合ニヨリ要用ナリトスル時ハ何時ニテモ此定款ヲ改正増削スルノ權」を付与された（第87条）ことである。前者は、本行創立目的の一つである正貨の蓄積・兌換制

度の確立と関連があったと考えられるが、後者は、この定款自体がもともと政府によって起草されたものであったことに発する規定であったといえよう。

ベルギー国立銀行定款との対照

日本銀行条例がベルギー国立銀行条例を典拠としたものであれば、両行の定款も似通ったものになろうことは容易に想像されるところであるが、実際に日本銀行定款とベルギー国立銀行定款とを対照してみると、本項末尾に掲げる表5-8のとおりである。まず、その構成を見ると、日本銀行定款は87か条、ベルギー国立銀行定款は96か条と条文の数に違いがあり、⁽¹⁵⁾ 章・節内の条文数にも若干の相違はあるものの、表5-7の示すように全くといってよいほど構成は同じであった。

表 5-7 日本銀行定款とベルギー国立銀行定款の構成

	日本銀行定款	ベルギー国立銀行定款
第1章	日本銀行組織ノ事(6)	組織(5)
第2章	資本金及ヒ積立金ノ事(14)	資本金及積立金(18)
第3章	銀行営業ノ事(13)	業務(17)
第4章	実際報告及利益金分配ノ事(7)	決算報告及利益分配(7)
第5章	行務綜理ノ事	行務綜理
第1節	職員ノ組織(13)	職員ノ組織(15)
第2節	総裁副総裁(4)	総裁(2)
第3節	重役集会(3)	重役集会(3)
第4節	監事集会(3)	監事集会(3)
第5節	銀行総会(3)	銀行総会(3)
第6節	割引委員(2)	割引委員(2)
第6章	監理官(3)	政府監理官(3)
第7章	株主総会(13)	株主総会(14)
第8章	総則(3)	総則(又ハ補則)(4)
計	87か条	96か条

(注) かっこ内の数字は各章・節の条文数。

次に、各条文の規定内容における主な相違点を挙げれば以下のとおりである。

日本銀行定款	ベルギー国立銀行定款
○コルレス取引の約定締結に関する規定あり。	○規定なし。
○資本金は政府半額出資。	○資本金は全額民間出資。

○株主は日本人に限定、大蔵卿の許可を要する。	○株主についての制限なし。
○積立金の運用は金銀貨・地金銀・公債の買入れに限定。	○積立金の運用は自由。
○政府発行手形の割引歩合は大蔵卿に稟議のうえ決定。	○大蔵省証券割引歩合は商業手形のそれと同一。
○手形割引歩合は毎月決定。	○割引歩合は毎週決定。
○銀行券発行制度は別段の規則に譲る。	○銀行券発行制度に関する規定あり。
○国庫金取扱いに従事できるとのみ規定。	○国庫金取扱いの具体的方法に関する定めあり。
○納付金制度なし。	○納付金制度あり。
○副総裁は政府任命。	○副総裁は理事の中から国王が指名。
○総裁の免職・停職規定なし。	○規定あり。
○理事は株主総会で選挙した者の中から政府が任命、任期4年。	○理事は株主総会で選挙、任期6年。
○文書局長・金庫局長の任命に関する規定なし。	○文書局長・金庫局長の任命は銀行総会の決議による。
○政府は定款を改正できる。	○規定なし。

政府の半額出資・定款変更権や納付金制度の有無など、軽視できない相違点も見受けられるが、本質的ともいえる違いはあまりないといってよい。仮にこれらの相違点をすべて単純に両銀行定款の違いであるとしても、87か条中2割程度にすぎず、大部分は相似点であるということになり、日本銀行定款がベルギー国立銀行定款を典拠としたことは否定すべくもない。このことは、一つには、ベルギー国立銀行に対する政府の強力な監督権限を継承したことを意味するが、試みに、定款中の政府（大蔵大臣）の許可、認可、承認および命令という言葉の頻度

第1章 日本銀行の創立

を調べてみると、ベルギー国立銀行定款の12回に対し、日本銀行定款では19回に及んでいる。このような回数の相違だけで直ちにうんぬんすることはできないにしても、ベルギー国立銀行の場合に比べて政府の日本銀行に対する権限強化が図られたということはできても、逆の事態であったとはいえないようと思われる。いずれにせよ、定款上から見ても、創設時における本行の官立的・官治的性格は動かしがたい。

表 5-8 日本銀行定款とベルギー国立銀行定款の比較

日本銀行定款（明治15年10月6日許可）	白耳義国立銀行定款（1872年7月17日認可）
第一章 日本銀行組織ノ事	第一章 組織
第一条 日本銀行ハ有限責任トシ本行ノ負債弁償ノ為メ株主ノ負担スヘキ義務ハ株金ニ止ルモノトス	第一条 白耳義国立銀行ハ千八百五十年五月五日ノ法律ニ準拠シ株式組織ヲ以テ之ヲ設立シ其本店ヲ「ブリュツセル」ニ置ク
第二条 日本銀行ハ本店ヲ東京ニ置クヘシ又各府県ノ首邑其他要用ナル地方ニ支店出張所ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンデンス」ヲ締約スルヲ得可シ但支店出張所ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンデンス」ヲ締約スルトキハ其事由ヲ大蔵卿ニ具状シテ其許可ヲ受クヘシ又大蔵卿ニ於テ支店出張所ヲ要用ナリトスルトキハ銀行ニ命シテ之ヲ設置セシムルコトアル可シ	第二条 銀行ハ支店若クハ割引所ヲ各州ノ首市及其設立ノ必要ヲ認メタル地ニ置ク
第三条 支店及ヒ出張所ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンデンス」ヲ締約スルノ規則ハ銀行重役ニ於テ決議シ大蔵卿ノ許可ヲ受クヘシ	第三条 銀行ハ各裁判区ノ首市其他國庫若クハ公衆ノ利益上政府ノ必要ト認メタル地方ニ出張所ヲ設置スヘシ
第四条 日本銀行ノ営業年限ハ条例第三条ニ拵リ明治十五年十月十日ヨリ満三十年トス但株主総会ノ決議ニ依リ営業ヲ継続セントスルトキハ其延期ヲ請願シ更ニ政府ノ許可ヲ受ク可シ	第四条 銀行ノ営業期限ハ一八七二年五月二十日ノ法律ニ依リ三十年ニ延長一八七三年一月一日ヨリ計算ス此期限ハ株主総会多数ノ請願ニ依リ法律ヲ以テ更ニ延長スルコトヲ得
第五条 日本銀行ノ実際報告ニ於テ資本金半額以上ヲ損失セシ旨ヲ証明スルトキハ鎖店スル	第五条 銀行ハ貸借対照表ニ於テ資本金ノ半額以上ニ達スル損失ヲ認ムル時ハ当然ニ解散ス

日本銀行定款（明治15年10月6日許可）	白耳義國立銀行定款（1872年7月17日認可）
者トス 前項ノ場合ヲ除クノ外期限内ニ鎖店セントスルトキハ株主総会ノ出席員四分ノ三以上ニシテ総株半数以上ヲ所有スル者ノ決議ヲ経テ政府ノ許可ヲ受ヘシ 第六条　日本銀行八期内ト満期トヲ問ハス前条ノ場合ニ在ツテ鎖店スルトキハ株主総会ニ於テ鎖店処分人ヲ撰定シ其権限職制ヲ定メテ政府ノ許可ヲ受ヘシ 第二章　資本金及ヒ積立金ノ事 第七条　日本銀行ノ資本金ハ壱千万円ト定メ之ヲ五万株ニ分チ一株式百円トス但政府ノ命令ニ依リ資本金ヲ増加シ若シクハ株主総会ノ決議ニ依リ政府ノ許可ヲ経ルニ於テハ資本金ヲ増加スルコトヲ得 第八条　日本銀行ノ資本金半額迄ハ政府ニ於テ引受ケ之カ株主タルヲ得ヘシ 第九条　資本金總額五分ノ一即チ弐百万円（壱株ニ付四拾円ノ割）ハ必ス開業五日前迄ニ入金スヘシ 右資本入金ノ割合及ヒ期限ハ左ノ如シ 第一回　金四拾円（壱株ニ付） 但明治十五年九月十五日ヨリ同卅日迄入金ノ事 第二回　金弐拾円（壱株ニ付） 但明治十六年五月十五日ヨリ同卅一日迄入金ノ事 第三回　金弐拾円（壱株ニ付） 但明治十六年十月一日ヨリ同十五日迄入金ノ事 第四回　金弐拾円（壱株ニ付） 但明治十七年五月十五日ヨリ同卅一日迄入金ノ事	ルモノトス 前項ノ場合ヲ除クノ外ハ総株数ノ少クトモ過半ヲ有セル株主総会ニ於テ四分ノ三以上ノ多數決ニ依テ之ヲ決議シ且政府ノ認可ヲ得ルニ非サレハ法律ニテ定メタル期限内ニ解散スルコトヲ得ス 満期若クハ期限内ニ解散ノ場合ニハ総会ハ清算人ヲ任命シ普通法ニ依リ其権限及施行方法ヲ規定スヘシ 第二章　資本金及積立金 第六条　資本金ヲ五千万法トシ之ヲ各千法ノ株式五万株ニ分割ス 右資本金ハ既發行分タルニ二万五千株ト新規發行分ノ二万五千株ヨリ成リ新規發行分ニツキテハ從前ノ株主ハ優先応募權ヲ有ス 第七条　新規發行分二万五千株ハ一株ニツキ一千一百法ノ相場ニテ發行サルヘシ 払込次第左ノ如シ 五百法ハ一八七三年一月一日応募優先權ヲ有スル株主ノ積立金勘定ヨリ振替フルト共ニ百法ヲ払込ムヘシ 残額ハ一八七三年九月一日、一八七四年三月一日、一八七四年九月一日、一八七五年三月一日、一八七五年九月一日各百法宛払込ムヘシ 最終払込分ハ積立金ニ繰入ルヘシ 第八条　株主ニ対シ全額払込済ニ至ル迄記名式ノ仮証券ヲ交付ス

第1章 日本銀行の創立

日本銀行定款（明治15年10月6日許可）	白耳義国立銀行定款（1872年7月17日認可）
第五回以降ハ銀行ノ都合ニ由リ募集スヘシ而シテ其期限ハ少クトモ六ヶ月以前ニ新聞紙又ハ其他ノ手続ヲ以テ広告スヘシ但其金額ハ壹回毎トニ一株ニ付キ式拾円ヨリ少カラス四拾円ヨリ多カラサルモノトス	
第十条 営業上ニ於テ損失ヲ生シ資本現入金額ノ内幾分ヲ減少シタルトキハ其事由ヲ審明シ資本入金残額ヨリ其欠額ニ充ル迄ノ金額ヲ追募スヘシ	
第十一條 事業ノ伸張ニ由リ資本入金ノ増加ヲ要スル時ハ之ヲ資本入金残額ヨリ追募スヘシ	
第十二条 株主若シ資本入金ノ日限ニ入金セサル時ハ過怠金トシテ追募金十分ノ一ヲ増納セシムヘシ若シ又二ヶ月ヲ経テ猶入金セサルトキハ其株券ヲ売払ヒ其代金ヨリ追募金額過怠金並其売払ニ係る費用ヲ差引キ余贏アレハ原株主ニ還付シ不足ハ尚ホ之ヲ追徵スヘシ	第九条 株式払込ハ払込命令ノ官報上ノ公示日ヨリ一ヶ月以内ニ行ハルヘシ 払込ヲ遅滞セル株主ハ払込要求額ノ十%ニ相当スル料料ニ處スト共ニ半期毎ノ株式配当金ハ銀行ノ利益トシテ没収ス 払込カ引続キ二ヶ月間内ニ行ハレサル場合ニハ株主ハ其権利ヲ即座ニ喪失スヘキモノトス既ニ払込済ノ払込金ハ銀行ノ所得トナリ株式ハブリユツセル取引所ニ売却サレ得但シ理事会ハ右株式ノ売却以前ニ正当ノ理由ヲ証明シタル株主ニ対シテハ其権利ヲ恢復シ払込済払込ノ払戻ヲ為スコトヲ得
第十三条 株券ハ総テ記名トシ日本人ノ外売買讓与スルヲ許サス	第十条 株式発行ニ関シ右以外ノ条件ヲ決定スルニハ大蔵大臣ノ許可ヲ経ヘシ 一八七三年一月一日以前ニ株主ノ応募セサル株式ハ銀行ノ利益ニ於テ売却サルヘシ 名目資本額ト売却手取金トノ差額ハ積立金ノ勘定ニテ処理ス
第十四条 日本銀行ノ株主タラントスル者ハ大蔵卿ノ許可ヲ受クヘシ	第十二条 記名株式ノ所有權ハ銀行ニ備ヘアル
第十五条 株券ハ銀行ニ於テ株式牒ヲ設ケテ之	

日本銀行定款（明治15年10月6日許可）	白耳義国立銀行定款（1872年7月17日認可）
ニ記入スヘシ若シ株券ヲ売買又ハ譲与セント スルトキハ売方ヨリ書面ヲ以テ其旨ヲ銀行ニ 請求シ銀行ハ大蔵卿ノ許可ヲ経テ之ヲ當人へ 通報スヘシ此通報ヲ受ケタル上売買又ハ譲与 ノ証書ヲ作り双方連印ヲ為シ株券ヲ添ヘテ銀 行ニ差出スヘシ而シテ銀行ニテハ之ヲ牒簿ニ 記入シ且ツ其売買譲与ヲ証スル為メ總裁及ヒ 文書局長株式局長其株券ノ裏面ニ署名捺印ス ルモノトス	台帳ニ記入スルニ因テ成立ス 此台帳ハ正副二重トシ本店ニ備置クモノトス 記名者ハ譲渡ヲ禁止セル証書ヲ領収ス 第十三条 記名株式ノ譲渡ハ之ヲ台帳ニ記入シ 月日ヲ記シ譲渡人及譲受人若クハ委任状ヲ有 スル其代理人並ニ理事及行員之ニ署名ヲナス コトニ依テ之ヲ行フ 第十四条 無記名株式ノ譲渡ハ株券ノ授受ニ依 リテ之ヲ行フ 第十五条 各株式ハ本公司資産及利益配当上ニ 均一平等ノ権利ヲ有ス但シ新規発行株ノ払込 完了済ニ到ル迄右権利ハ払込金額ニ比例ス 第十六条 株式ハ銀行ニ對シ不可分ノモノニシ テー株式ニ對シテハ唯一一人ノ所有者ヲ認ム 第十七条 株式ノ所有者ハ定款及株主総会ノ正 当ノ議決ニ服従スヘキモノトス 第十八条 株主ノ遺産相続人又ハ債権者ハ銀行 ノ財産及証券ニ封印ヲナシ分配競売ヲ請求シ 又ハ行務ニ干渉スルヲ得ス 相続人又ハ債権者ハ其ノ権利実行上ニ於テ銀 行ノ財産目録及株主総会ノ決議ニ從フヘキモ ノトス
第十七条 日本銀行ノ株主タル者ハ本行ノ定款 及ヒ株主総会ニ於テ決議スル所ノ事件ヲ遵守 スヘシ	第十九条 株式ニ附隨スル権利及義務ハ所有者 変更ノ場合ニ於テモ依然株式ニ附隨ス 第二十条 株主ハ銀行ニ有スル利益金額ヲ失フ ノ外負担ナキモノトス
第十八条 凡株式ニ属スル権理義務ハ其株券 (何人ノ所有タルヲ問ハス)ニ附従スルモノ トス	第二十一条 積立金ヲ設置シ之ヲ左ノ用途ニ使 用ス 一、資本金欠損補充 二、公称資本ニ對スル二分半ノ配当ヲナス為 メ半期ノ利益補充
第十九条 純益金總額ヨリ第三十六条ノ株主割 賦金ヲ引去リ其残額ヨリ少クトモ十分ノーハ 左ノ目的ヲ以テ積立金ト為ス可シ 第一 資本金ノ損失ヲ補フ 第二 割賦金第三十六条ノ割合ニ及ハサル時 之ヲ補フ	第二十二条 積立金トシテ引去ルヘキ金額八年 六分ノ配当金ヲ超過セル純益ノ一五%トス

日本銀行定款（明治15年10月6日許可）	白耳義国立銀行定款（1872年7月17日認可）
第二十条 前第十九条ニ記載セル積立金ハ金銀貨地金銀及公債証書ノ買入ニ使用スヘシ但此積立金ヨリ生スル所得金額ハ銀行ノ総益金ニ算入スヘシ	第二十三条 積立金ノ運用方法ハ随意トス其利殖金ハ銀行ノ総益金中ニ合併ス
第三章 銀行営業ノ事	第三章 業務
第二十一条 日本銀行ノ営業ハ左ノ如シ 第一 政府発行ノ手形為換手形其他商業手形ノ割引ヲ為シ又ハ買入ヲ為ス事 第二 地金銀ノ売買ヲ為ス事 第三 金銀貨或ハ地金銀ヲ抵当トシテ貸金ヲ為ス事 第四 予取引約定アル諸会社銀行又ハ商人ノ為メニ手形金ノ取立ヲ為ス事 第五 諸預り勘定ヲ為シ又ハ金銀貨貴金属並諸証券類ノ保護預リヲ為ス事 第六 公債証書政府発行ノ手形其他政府ノ保証ニ係ル各種ノ証券ヲ抵当トシテ当座勘定貸又ハ定期貸ヲ為ス事	第二十四条 銀行ノ業務ハ左ノ如シ 一、大蔵省証券並ニ為替手形若クハ其他商取引ヨリ生シタル手形ヲ割引シ又ハ買入ル、コト 二、金銀ノ売買ヲ為スコト 三、地金銀若クハ金銀貨ヲ担保トシテ貸付ヲ為スコト 四、個人若クハ会社ノ委託ニ依リ手形ノ取立ヲ為スコト 五、通貨ノ当座預リヲ為シ又証券貴金属金銀貨ノ保護預ヲ為スコト 六、重役会及監事会ニ於テ定期ニ議決シ大蔵大臣ノ許可ヲ得タル制限及方法ニ基キ内国公債証書若クハ政府ノ保証アル他ノ証券ヲ担保トシテ当座貸又ハ短期貸付ヲ為スコト
第二十二条 日本銀行ハ前第二十一条ニ記載スル事業ノ外左ニ掲クル件々ハ勿論其他諸般ノ営業ニ関渉スルヲ得ス 第一 不動産及ヒ銀行又ハ諸会社ノ株券ヲ抵当トシテ資金ヲ為ス事 第二 本銀行ノ株券ニ對シテ資金ヲ為シ又ハ此株券ノ買戻ヲ為ス事 第三 諸工業会社ノ株主タルハ勿論直接間接ヲ問ハス工業ニ関係スル事 第四 本文店出張所ヲ開設スル為メ必要ナル者ノ外一切他ノ不動産ノ所有主タル事	第二十五条 前条ニ規定セルモノ、外一切他ノ業務ヲ管ムコトヲ得ス 銀行ハ借入金ヲ為スコトヲ得ス又不動産ヲ抵当トシ又ハ工業会社ノ株券若クハ債券ヲ担保トシテ貸付ヲナスコトヲ得ス 自己ノ株券ニ對シテ貸付ヲ為シ又ハ之レカ買戻ヲ為スコトヲ得ス 銀行ハ直接間接工業若クハ商業上ノ企業ニ關係スルヲ得ス又金銀売買ノ外一切他ノ商業ニ從事スルコトヲ得ス 銀行ノ営業上ニ必要欠クヘカラサルモノ、外不動産ヲ取得スルコトヲ得ス
第二十三条 日本銀行ニ於テ割引ヲ為ス商業手	第二十六条 銀行ニ於テ割引スヘキ商業手形ハ

日本銀行定款（明治15年10月6日許可）	白耳義国立銀行定款（1872年7月17日認可）
形ハ総テ裏書ヲ以テ授受ヲ為シ印税規則ニ依 テ印紙ヲ貼シ資産確実ナル者二名以上ノ裏書 アリテ且ツ仕払期限ノ百日以内ニ在ル者ニ限 ル可シ但銀行總会ノ決議ヲ經大蔵卿ノ許可ヲ 得タル格段ノ約束アルモノハ一人ノ裏書ニテ モ割引ヲ許スコトアルヘシ	指図式ニシテ印紙ヲ貼用シ且商取引ヨリ生シ 期限百日以内ニテ信用アルモノ三名ノ署名ニ 依テ保証セラレタルモノニ限ル但二名ノ署名 アル手形ト雖モ銀行總会ニ於テ議決シ大蔵大 臣ノ許可ヲ得タル規則ニ依リテ定ムル場合方 法条件ニ基キ其割引ヲ許可スルコトヲ得
第二十四条 割引依頼人ヨリ其手形金額ニ匹適 スル商品又ハ商品預託書ヲ質入シタルトキハ 之ヲ一人前ノ署名捺印ト見做シ割引ヲ許スコ トアルヘシ	債務金額ヲ保証スルニ足ル倉庫証券（War rants）商品又ハ公債証書ノ担保ヲ以テ一名ノ 署名ヲ省略スルコトヲ得
第二十五条 政府発行手形ノ割引ハ仕払期限及 割引ノ歩合共時々大蔵卿ニ稟議シ重役集会ニ 於テ決定スルモノトス	第二十七条 大蔵省証券割引利率及期間ハ商業 手形ノ夫ト等シカルヘシ大蔵省証券割引現在 高ハ一千万法ヲ超ユルヲ得ス
第二十六条 手形割引ノ歩合ハ毎月重役集会ニ 於テ決定シ支店出張所ニ於テハ本店ヨリ時々 指定スル所ノ歩合ニ従フヘシ但シ此歩合ハ重 役集会ニ於テ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ 之ヲ変更スルヲ得ヘシ	第二十八条 「プリユツセル」本店及割引所ノ 割引歩合並ニ割引シ得ヘキ大蔵省証券ノ金額 ハ毎週之ヲ定ム割引歩合ハ其間ニ於テモ常ニ 改正スルコトヲ得
第二十七条 政府発行手形ノ割引ニ充ツル金額 及公債証書其他政府ノ保証ニ係ル証券ヲ抵当 トシテ貸出ス可キ金額並ニ利子ノ割合ハ毎十 日重役集会ニ於テ決議シ監事集会承諾ノ上大 蔵卿ノ許可ヲ受クヘシ	第二十九条 内国公債証書大蔵省証券其他政府 ノ保証アル諸証券ヲ担保トシテ貸出スヘキ金 額及利子ノ歩合ハ毎週之ヲ定ム 此貸付ハ信用確実ナルモノニ対シ四ヶ月以内 ノ期限ニテ之ヲ行フ 公債ハ其市場相場ノ五分ノ四以上ノ価格ヲ以 テ担保ニ請入ル、コトヲ得ス
第二十八条 前第二十七条ノ貸附ハ銀行ニテ資 産確実ト認ムル者ニ限ルヘク且ツ其期限ハ永 クトモ六ヶ月ヲ超過ス可カラス而シテ其貸付 金ハ当日証券ノ相場ニ対シ十分ノハラ限リト 為ス可シ 負債主若シ期限ニ於テ返金セサルトキハ其抵 当品ヲ売払ヒ元利差引キ贏余アルトキハ之ヲ 本人ニ還付シ不足ハ之ヲ追徵スヘシ但期限ニ 於テ書換延期ヲ請フトキハ一回限り許スコト アルヘシ尤モ銀行總会ニ於テ格段ナル許可ヲ	貸金ニシテ期日ニ仕払ハレサル時ハ質物ハ証 券取引所（la Bourse）ニテ之ヲ売却ス貸付ノ 切替ハ重役集会ノ特許アルニアラサレハ一回 ヲ以テ限リトス

第1章 日本銀行の創立

日本銀行定款（明治15年10月6日許可）	白耳義国立銀行定款（1872年7月17日認可）
<p>与ヘタルモノハ此限ニ在ラス</p> <p>第二十九条 日本銀行ハ公債証書並政府発行手形ヲ買入又ハ之ヲ売払コトヲ得ヘシ此場合ニ於テハ重役集会ノ決議ヲ以テ監事集会ノ承諾ヲ受ケ大蔵卿ノ許可ヲ経ルニ非サレハ施行スルヲ得ス但其許可ヲ受ケタル日ヨリ卅日以内ニ実施ヲ為サ、ルトキハ其許可ハ無効タルヘシ</p> <p>第三十条 日本銀行ハ兌換銀行券ヲ發行スルノ權ヲ有ス但条例第十四条ニ拠リ政府ヨリ別段ノ規則ヲ頒布セラル、ノ後ニ非サレハ之ヲ実施スルヲ得ス</p> <p>第三十一条 日本銀行ハ送金手形振出手形及振換切手ヲ發行スルヲ得ヘシ</p>	<p>第三十条 銀行ハ公債証書又ハ大蔵省証券ヲ取得スルノ許可ヲ大蔵大臣ヨリ受クルコトヲ得但其所有額ハ払込資本金額ヲ超過スルコトヲ得ス</p> <p>重役会監事會ノ同意ヲ得テ請願シ大蔵大臣之ヲ許可シタルニ非サレハ銀行ハ如何ナル取得ヲモナスコトヲ得ス</p> <p>其許可ハ各事件ニ付特ニ与ヘラレタルモノタルヲ要ス又許可ヲ得タル日ヨリ一ヶ月以内ニ実行スルニ非サレハ其効力ヲ失フ</p> <p>第三十一条 銀行ハ持參人払銀行券ヲ發行ス流通銀行券ノ總額ハ容易ニ換価シ得ヘキ証券ヲ以テ代証セラル、モノトス</p> <p>第三十二条 政府ハ銀行ト協議ノ上大小銀行券ノ様式及發行ノ方法ヲ定ムヘシ</p> <p>第三十三条 銀行券ハ「ブリユツセル」本店及地方ニ於ケル出張所ニ於テ兌換ス但出張所ニ於テノ兌換ハ必要ナル資金ノ到着迄延期スルコトヲ得</p> <p>第三十四条 銀行券ハ國庫ニ於テモ引続キ仕扱ニ受取ラル、モノトス 千八百五十年五月五日条例第十四条ニ依リ賦与サレタル允許ハ停止セラル、コトアルヘシ</p> <p>第三十五条 銀行ハ銀行券及其他ノ一覽払債務總額ノ三分ノ一ニ当ル硬貨準備ヲ置クコトヲ要ス但大蔵大臣カ許可セル場合及其許可ノ範囲内ニ於テ三分ノ一ノ割合ヲ下ルコトヲ得</p> <p>第三十六条 資金ノ運転ヲ自由ナラシムル為メ銀行ハ振替切手一覽払若クハ一覽後七日以内払ノ送金手形約束手形又ハ自己払式小切手ヲ發行スルコトヲ得</p> <p>銀行ハ手形交換所ノ設立及業務ニ関係スルコ</p>

日本銀行定款（明治15年10月6日許可）	白耳義国立銀行定款（1872年7月17日認可）
第三十二条 日本銀行ハ政府ノ都合ニ由リ国庫金ノ取扱ヒニ從事スルヲ得ヘシ	トヲ得 本条ノ規定ニ従ヒ発行セルモノハ貸借勘定中特別ノ勘定ヲ以テ表ハスヘキモノトス 第三十七条 銀行ハ國債原簿ニ登録シタル記名公債ニ對シ記名証明書ヲ發スルノ権ヲ有ス 第三十八条 銀行ハ一八五〇年五月十日及一八七二年五月二十日ノ法律ニ基キ無手数料ニテ國庫出納役事務ヲ取扱フモノトス 銀行ハ事務費原料資金ノ輸送及振替ノ費用ヲ負担シ且地方支金庫用トシテ毎年十七万五千法ヲ支出スヘシ右金額ハ銀行カ出納役ノ事務ヲ取扱フ期間ハ之ヲ増加シ得サルモノトス 銀行ハ當面ノ事務用ヲ超過セル國庫資金ヲ商業手形ニ投資シ且國庫計算トシテ買入レタル手形ノ保証人タルヘシ
第三十三条 貸金ノ返弁手形ノ仕払等不安全ト思惟スルカ又ハ現ニ滞貸或ハ不渡トナリタル時ハ負債者所有ノ家屋土地其他ノ財産ヲ銀行ニ引取ルコトヲ得ヘシ但此家屋土地其他ノ財産トモ爾後一ヶ年以内ニ売払ヲ為ス可シ然レトモ大蔵卿ノ許可ヲ受ルモノハ此限ニ在ラス	第三十九条 銀行ハ一千八百六十五年三月十六日ノ法律ニ依リ政府ノ保証ノ下ニ設立セラレタル貯金及養老金管理所ノ事務ヲ取扱フモノトス 前項管理所資産ノ臨時放資并ニ処分ハ銀行ニ依テ取扱ハル、モノトス銀行ハ此勘定ニ對スル計算及手形ヲ自己ノ分ト區別ス 銀行ハ各出張所ニ於テ管理所ノ計算ニテ預金ヲ請入レ又仕払フモノトス
第四章 実際報告及利益金分配ノ事	第四十条 不正確又ハ不渡手形ニ對スル保証トシテ銀行ハ不動産若クハ他ノ財産ヲ質入抵当若クハ譲渡ノ名義ニテ請入ル、コトヲ得 是等ノ不動産及財産ハ大蔵大臣ノ特ニ延期スル場合ヲ除クノ外二ヶ年以内ニ処分スヘキモノトス
第三十四条 重役集会ニテ毎年六月三十日十二月三十一日ニ於テ営業上實際ノ報告ヲ整理シ	第四章 決算報告及利益分配 第四十一条 每年六月三十日及十二月三十一日ヲ以テ重役会ハ貸借ノ計算ヲ締切ルモノトス

日本銀行定款（明治15年10月6日許可）	白耳義国立銀行定款（1872年7月17日認可）
二十日以内ニ之ヲ監事集会ニ付シ監事集会ハ此報告ヲ受ケタル日ヨリ更ニ二十日以内ニ於テ之ヲ調査ヲ為スヘシ尤モ監事集会ノ多數ヲ以テ可決スル時ハ直チニ確定シタル者トス若シ其多數ヲ得サルトキハ株主総会ノ決議ニ付スヘシ	其後二十日以内ニ於テ各半季決算ヲ監事會ニ回付シ、監事會ハ更ニ二十日以内ニ之ヲ調査スヘキモノトス 監事會ニ於テ五名以上ノ承認ヲ得ルトキハ重役会ノ責任解除ト見做スコトヲ得若シ承認ヲ得サル場合ニ於テハ株主総会之ヲ議決ス
第三十五条 創業費営業費其他ノ諸費用ハ毎半季決算ノ総益金ヨリ引除キ其残額ヲ以テ純益金ト為スヘシ但シ創業費ハ遞減法ヲ以テ支消スルモノトス	第四十二条 事務費其他諸種ノ営業費及消却金ハ決算ノ為メ総益金ヨリ控除スルモノトス 若シ政府ノ所得アル時ハ更ニ又之ヲ引去ルモノトス即チ 一、割引貸付ノ利率五%ヲ超過スルトキハ之レニ依ル差益 二、二億七千五百万法ヲ超過スル銀行券平均流通額ニ對シ每半季其超過額ノ千分ノ二半
第三十六条 純益金ハ左ノ割合ヲ以テ分配ス可シ 第一 人民所有ノ株金現払込高ニ對シ年八分（即半季四分）ノ割合ヲ以テ配当スヘシ 第二 政府所有ノ株金現払込高ニ對シ年六分（即半季三分）ノ割合ヲ以テ配当スヘシ 第三 右配当金ヲ引去リ其残額ヨリ少クトモ十分ノヲ積立金ト為スヘシ 第四 右三項ノ金額ヲ引去リ其残額十分ノ一ヲ賞与トシテ理事監事へ配当ス可シ但理事一名ト監事一名トノ割合ハ理事ハ七分監事ハ三分ノ比例ヲ以テ遞折分配スル者トス 右四項ヲ差引キ其残額ハ總株へ配当スヘシ其割合ハ時々大藏卿ノ許可ヲ受クヘシ	第四十三条 決算ニ因リ生シタル純益ハ左ノ如ク分配セラル、モノトス 一、株主ニ百分ノ三ノ第一配当 二、国庫ニ其残額ノ四分ノ一 三、積立金ニ同百分ノ十五 四、重役会ニハ第一配当額ノ二分半ヲ超ユル純利益ノ百分ノ四監事會ニハ同百分ノ一 五、株主ニ第二配当トシテ其残額但重役会ハ第二配当金中毎半季一株ニ付二十五「サンチーム」以内ノ金額ヲ徵集シ之ヲ慈善事業ニ使用スヘシ
第三十七条 上半季ノ割賦金ハ其年八月三十日迄ニ下半季ノ割賦金ハ翌年二月二十八日迄ニ各株主へ分配スル者トス	第四十四条 営業年度ノ前半季株主配当ハ同年九月一日ニ後半季分ハ翌年三月一日ニ分配スルモノトス
第三十八条 此割賦金第三十六条ノ割合ニ及ハサルトキハ積立金ノ内ヨリ補フ者トス然レト	第四十五条 株主ニ配当スヘキ半季利益金カ二分半ニ達セサル時ハ積立金ヲ以テ補充ス

日本銀行定款（明治15年10月6日許可）	白耳義国立銀行定款（1872年7月17日認可）
モ次ノ半季ニ於テ此割合ヲ超ル時ハ前半季ニ 補ヒシ積立金ノ欠額ヲ補填スヘシ	積立金ヨリ引出シタル金額ハ次半季ニ於テ配 当カ二分半ヲ下ラサル限度ニ於テ填補セシム
第三十九条 上下両半季ノ実際報告並損益勘定 ハ大蔵卿へ申牒シ且ツ新聞紙ヲ以テ広告スヘ シ下半季ノ実際報告並損益勘定ニハ其年度營 業上ノ重役報告並ニ監事報告ヲ付シ翌年二月 ノ定式株主総会ヨリ凡五日前ニ各株主へ配賦 ス可シ	第四十六条 初半季ノ貸借対照表并ニ損益勘定 ハ白耳義官報ニ掲載スヘシ
第四十条 銀行重役ハ本支店及出張所約定店等 ノ營業上百般ノ景況ヲ取調へ毎月一回ヨリ少 ナカラス之ヲ大蔵卿ニ報告スヘシ	両半季ノ貸借対照表損益勘定及重役会并ニ監 事会ノ營業上ニ關スル報告ハ同様ノ方法ニテ 公表スヘシ
第五章 行務綜理ノ事 第一節 職員ノ組織 第四十一条 日本銀行ハ總裁一人副總裁一人理 事四人ヲ以テ事務ヲ綜理スル者トス而シテ總 裁副總裁理事ノ集会ヲ名ケテ重役集会ト言フ 此銀行ノ事務監督ノ為メ監事三人乃至五人ヲ 置キ其集会ヲ名ケテ監事集会ト言フ 又割引手形審査ノ為メ割引委員ヲ置クヘシ	更ニ二月ニ於ケル通常総会ノ少ナクモ五日以 前ニ各株主ニ配付スルモノトス
第四十二条 總裁ハ勅任副總裁ハ奏任トシ共ニ 任期五年トス但シ満期後幾回ニテモ任命スル ヲ得ヘシ尤モ任期中ハ他ノ官職ヲ兼任スルヲ 得ス	第四十七条 重役会ハ毎週、前木曜日ニ於ケル 銀行及出張所ノ營業實際報告ヲ大蔵大臣ニ提 出ス
第四十三条 總裁副總裁ハ東京府内ニ住居スヘ シ	此營業報告ハ官報ニ掲載ス
第四十四条 總裁副總裁ノ俸給及交際費ハ政府 ニ於テ定メ銀行ヨリ支弁スルモノトス	第五章 行務綜理 第一節 職員ノ組織 第四十八条 行務綜理ハ重役集会ヲ組織セル總 裁一名及理事六名ヲ以テス 行務綜理ハ七名ヲ以テ組織セラル、監事会ニ 依テ監督セラル、モノトス 又別ニ割引委員ヲ設ク
	第四十九条 總裁ハ國王之ヲ任命ス國王ハ又免 職及停職ヲ命スルコトヲ得 任期ハ五ヶ年ヲ以テ一期トシ幾回ニテモ同一 任期ヲ以テ重任セシムルコトヲ得 停職ハ三ヶ月ヲ超過スルコトヲ得ス
	第五十条 總裁ハ「ブリュッセル」市ニ居住ス ルコトヲ要ス 其俸給ハ國王之ヲ定メ銀行之ヲ支給ス銀行ハ 又其住宅家具ノ費用ヲモ支弁ス
	第五十一条 總裁ハ其任期中上院若クハ下院ノ 議員タルコトヲ得ス又政府ノ恩給金ヲ受クル ヲ得ス

第1章 日本銀行の創立

日本銀行定款（明治15年10月6日許可）	白耳義国立銀行定款（1872年7月17日認可）
	両院ノ議員ニシテ總裁ノ任命ヲ受ケ之ヲ承諾スル時ハ直ニ議員タル資格ハ消滅スルモノトス 總裁ニシテ上下両院中ノ議員ニ任セラレタル時ハ新職務ニ就ク旨通告シタル後ニ非サレハ議院ニ於テ宣誓ヲナスヲ得ス
第四十五条 理事ハ任期四年トシ株主総会ニ於テ被撰者二倍ノ候補ヲ撰挙シ大蔵卿其内ヨリ命任スル者トス但創立第一回ハ五年ノ任期ヲ以テ大蔵卿ヨリ特命ス可シ若シ任期内ニ於テ欠員アルトキハ大蔵卿ヨリ補闕員ヲ命シテ其残期丈ヶヲ勤メシムヘシ	第五十二条 理事ハ六年ノ任期ヲ以テ総会之ヲ選挙ス 理事ハ幾回ニテモ再選セラルヽコトヲ得 理事ハ生来又ハ帰化ニ依リ白耳義国民タルコトヲ要ス 理事ハ「ブリュツセル」管内ニ居住スルコトヲ要ス 理事ノ俸給ハ六千法トス
第四十六条 理事ハ満期後幾回ニテモ撰任セラルヽヲ得ヘシ 理事ハ必ス東京府内ニ住居スヘシ	
第四十七条 每年一月一日ニ於テ理事一名ヲ更代セシムヘシ但更代ノ順序ハ明治二十年八月ノ株主総会ニ於テ抽籤ヲ以テ之ヲ定メ其翌年ヨリ此順序ヲ逐フテ毎年更代スルモノトス 死去或ハ不時ノ退職者アリテ其補欠ニ撰任セラレタル者ハ前任者ノ残期丈ヶヲ勤ムル者トス	第五十三条 每年一月一日理事一名ノ任期終了スルモノトス 死亡若クハ辞職者ノ補欠トシテ選挙セラレタル理事ハ前任者ノ残期丈ヶ就職ス
第四十八条 総裁副総裁及ヒ理事監事ハ任期中他ノ銀行又ハ会社等ノ役員タルヲ許サス	第五十四条 国王ハ總裁ノ不在事故若クハ停職中代理者タルヘキ理事ヲ指定ス 此理事ハ副總裁ノ称号ヲ用ユ 副總裁ハ一ヶ年三千法ノ手当ヲ受ク
第四十九条 監事集会ハ会員中ヨリ会長一名ヲ撰挙ス可シ	第五十五条 総裁若クハ總裁代理理事ハ日常ノ事務ニ對シ一名若クハ數名ノ理事ニ署名ヲ託スルコトヲ得 署名委託ノ方法ハ銀行内規ヲ以テ之ヲ定ム
第五十条 監事ハ任期三年トシ株主総会ニ於テ撰挙スル者トス但満期後幾回ニテモ撰任スル	第五十六条 総裁及理事ハ他銀行ノ重役タルコトヲ得ス 第五十七条 監事会ハ互選ヲ以テ会長及幹事ヲ選定ス 第五十八条 監事ハ三ヶ年ノ任期ヲ以テ総会ニ於テ選挙セラルヽモノトス

日本銀行定款（明治15年10月6日許可）	白耳義国立銀行定款（1872年7月17日認可）
<p>ヲ得ヘシ 監事ハ毎年二月ノ株主総会ヲ畢リテ一名宛更代スヘシ但更代ノ順序ハ創立第二年二月ノ株主総会ニ於テ抽籤ヲ以テ之ヲ定メ其翌年ヨリ此順序ヲ逐フテ毎年更代スル者トス 死去又ハ不時ノ退職者アリテ其補欠ニ撰挙セラレタル者ハ前任者ノ残期丈ヲ勤ムルモノトス</p> <p>第五十一条 理事ハ五十株以上監事ハ二十株以上ヲ上任以前ニ所有スルニ非サレハ此撰ニ当ルヲ得ス 此株券ハ理事監事々務取扱ノ保証金トシテ銀行ニ預ケ置クヘシ本人退職スト雖トモ其年度ノ実際報告ヲ監事集会ノ可決シタル後ニ非サレハ其株券ヲ受戻スコトヲ得ス</p>	<p>監事ハ再選セラル、コトヲ得 其任期ハ毎年二月ノ総会後ニ於テ満了ス 満期交代ノ為メ總員ヲ三部ニ分チ其一部ヲ三分名トシ他ノ二部ハ各二名トス 第五十三条第二項ハ監事ニモ之ヲ適用ス</p> <p>第五十九条 就職スルニ先チ總裁ハ記名株五十株理事ハ同廿五株監事ハ同十株ノ所有者タルコトヲ證明スルヲ要ス 此株式ハ行務執行ノ保証ナルヲ以テ他ニ譲渡スルコトヲ得ス且任務ノ終了ヲ告ケタル年度ノ決算報告カ承認ヲ経タル後ニ非サレハ本人ニ返却スルヲ得サルモノトス 保証ニ当テラル、株式ハ台帳及記入帳證明書ニ其旨記載スルモノトス</p>
<p>第五十二条 総裁副総裁理事監事ハ銀行ノ営業上他人ト約束スル事件ニ就テハ一箇人ノ義務ナキモノトス</p> <p>第五十三条 第三十六条第四項ニ定メタル割合ヲ以テ半季利益金ヲ配当スルニ理事ハ一名ニ付五千円監事ハ一名ニ付貳千円ニ超過スル時ハ株主総会ニ於テ其配当金ヲ此額迄ニ減少スルヲ得ヘシ</p>	<p>第六十条 総裁理事及監事ハ銀行ノ債務ニ関シテ個人的負担ナキモノニシテ唯任務ノ実行ニ對シテノミ責任アルモノトス</p> <p>第六十一条 第四十三条第四号ニ依リ配当スヘキ半季分賞与金ニシテ重役集会ニ対シ八万法監事ニ対シ一万七千五百法ヲ超過スル時ハ株主総会ニ於テ此額迄ノ減額ヲ決議スルコトヲ得</p>
<p>第二節 総裁副総裁</p> <p>第五十四条 総裁ハ重役集会銀行総会及ヒ株主総会ノ議長タルヘシ 總裁ハ此等ノ會議ニ於テ決議セシ事件ヲ施行スルモノトス</p>	<p>第六十二条 文書局長及金庫局長ノ任免ハ銀行総会ノ決議ニ依ルモノトス 其職務ニ關スル責任ハ内規ヲ以テ之ヲ定ム</p> <p>第二節 総裁</p> <p>第六十三条 総裁ハ重役集会銀行総会及株主総会ノ会長タルモノトス 總裁ハ前記ノ會議ニ於ケル決議ヲ施行スルモノトス</p>

日本銀行定款（明治15年10月6日許可）	白耳義国立銀行定款（1872年7月17日認可）
總裁ハ重役集会ニ於テ諸勘定書ヲ整理セシメ之ヲ株主総会ニ付ス可シ	總裁ハ重役集会ニ於テ調製セシ決算ヲ株主総会ニ提出ス
總裁ハ銀行全般ノ事業ニ注目シ条例定款及内規等ノ諸則ヲ恪守セシムヘシ	總裁ハ銀行ノ条例定款及内規ノ遵奉ニ関シ監督ヲ為スモノトス
銀行営業ニ関スル訴訟ハ總裁ノ名ヲ以テ之ヲ為スヘシ	總裁ハ仕込ナシト雖モ重役集会ノ決議ニ依リ不動産抵当ヲ解除スルコトヲ得
總裁ハ重役集会ノ決議ヲ以テ約定書和解書其他一般ノ書類ニ署名捺印ス可シ	總裁ハ訴訟上重役会ヲ代表スルモノトス
日常細事ニ関スル書類ヲ除クノ外営業上ノ証文其他ノ書類ニハ必ず文書局長ノ副印ヲ要スル者トス	總裁ハ重役集会ノ決議施行トシテ契約証書及其他ノ書類ニ署名ス
第五十五条 總裁ハ重役集会ニ於テ決議セシ事件ヲ不当ナリト認ムル時ハ速ニ銀行総会ヲ開キ其意見ヲ諮詢スルヲ得ヘシ	日常事務ノ外銀行債務ニ関スル事件ハ文書局長ノ副署ヲ要ス
各会議ニ於テ決議シタル事件ト雖モ条例定款ニ抵触スルコトハ勿論政府ノ不利ト認ムル時ハ總裁直チニ之ヲ停止シ政府へ申告スヘシ若シ三十日以内ニ政府ヨリ別ニ指令ナキ時ハ原決議ノ通り施行ス可キ者トス	第六十四条 總裁ハ重役集会ノ決議施行ヲ中止シ即時銀行総会ヲ開キテ之ヲ其議決ニ付スルコトヲ得
第五十六条 總裁事故アル時ハ副總裁代理スヘシ	總裁ハ法律定款又ハ国ノ利益ニ背反セル決議ヲ中止シ且政府ニ上申スヘキモノトス
第五十七条 總裁ハ日常ノ細事ヲ処弁スル為メ其事件ヲ定メ理事ヲシテ代理セシムルヲ得ヘシ	若シ政府ニシテ上申後十五日以内ニ指令セサル時ハ決議ヲ実行スルコトヲ得
第三節 重役集会	
第五十八条 重役集会ハ銀行諸般ノ事務ヲ決議スルモノトス但他ノ集会ニ於テ決議スヘキノ成規アルモノハ此限ニ在ラス	第六十五条 重役集会ハ法律定款又ハ内規ニ於テ規定アル除外例ノ外總テノ事務ニ関シテ議決ヲナスモノトス
此集会ハ手形割引ノ歩合政府発行ノ手形ヲ割引スル金額公債証書等ニ對シ貸与スル金額及び公債証書買入ニ充ル金額等ヲ定ムヘシ但此等ノ事件ハ監事集会ノ承諾ヲ経テ施行スル者トス	重役集会ハ割引ノ歩合条件大蔵省証券ノ割引公債担保貸付又ハ公債証書ノ買入ニ充ツル資金ヲ決定ス但總テ監事会ノ認可ヲ要ス 重役集会ハ役員ヲ任免シ其俸給ヲ定メ若シ身元保証金ヲ要スルトキハ其金高ヲ定ム

日本銀行定款（明治15年10月6日許可）	白耳義国立銀行定款（1872年7月17日認可）
此集会ハ各局役員一般ノ進退黜陟ヲ議シ其給料身元金等ノ額ヲ定ムヘシ 支店出張所ノ役員中ニ於テ証書類ニ銀行ノ名義ヲ以テ署名捺印セシム者ハ重役集会ニ於テ之ヲ撰ミ委任状ヲ与ルモノトス 重役集会ハ約定並ニ和解等ノ条件ヲ決議スルコトヲ得ト雖モ監事ノ承諾セサル事件ハ実行スルコトヲ許サス 此集会ニ於テハ株主総会ニ差出ス可キ一年間営業ノ報告ヲ整理ス可シ	重役集会ハ払込及預入金ノ領収書ヲ作り又受取手形ニ領収証ヲ記入スヘキ役員ヲ指定ス 重役集会ハ「ブリュッセル」以外ニ於テ署名スヘキ法律行為及書類ニ対スル代理委任状ヲ交付スルコトヲ得 重役集会ハ国庫出納役代理人ノ任命ニ対シ推薦ヲ為シ、其俸給及身元保証金ヲ定ム 重役集会ハ監事会へ諮問ノ上約定及和解等ヲ決議スルノ權ヲ有ス 重役集会ハ営業ノ成績ニ関シ株主総会ニ報告スルモノトス
第五十九条 重役集会ハ半数以上出席ナキ時ハ決議スルヲ得ス 此集会ノ議事ハ多数ヲ以テ決スル者トス若シ可否相半スル時ハ議長之ヲ決ス可シ	第六十六条 重役集会ハ全員ノ過半数出席スルニ非サレハ決議スルコトヲ得ス 決議ハ多数決ニ依ル 可否相半スル場合ニ於テハ議長ノ投票ヲ含ムモノヲ有効トス
第六十条 重役集会ニ於テハ議事録ヲ作り其決議ノ旨趣並事務ノ要領ヲ記載シ出席員及文書局長之ニ署名捺印ス可シ	第六十七条 集会ノ議事録ヲ作り議事ノ性質目的及決議ノ理由ノ要領ヲ記載スルモノトス 議事録ニハ出席員及文書局長之ニ署名スヘシ
第四節 監事集会	第四節 監事集会
第六十一条 監事ハ銀行諸般ノ業務ヲ監視シ且諸帳簿類ヲ検査スル者トス 監事ハ實際報告損益勘定及経費予算等ヲ調査シ正当ナリト認ル時ハ之ヲ承認ス可シ但此報告予算等ハ重役集会ニ於テ調整回付スル者トス 重役集会ニ於テ手形割引ノ歩合ヲ変更シ又ハ政府発行ノ手形ヲ割引スル金額若クハ公債証書其他政府ノ保証ニ係ル諸証券ニ対シ貸与スル金額ヲ増減シ又ハ公債証書買入ノ件ヲ決議シタル時ハ監事集会ノ承認ヲ受ヘキ者トス然レトモ事情至急ヲ要スル時ハ手形割引ノ歩合	第六十八条 監事ハ銀行諸般ノ業務ヲ監査シ又帳簿ヲ点検スル權ヲ有ス 監事ハ決算報告ヲ調査シ適當ト認ムルトキハ之ヲ承認シ又経費予算等總テ重役集会ノ提議ニ就テ議決ス 監事ハ割引ノ歩合又ハ条件大藏省証券割引高公債証書及政府保証ニ係ル諸証券担保貸付条件ヲ変更シ其他投資損失并ニ公債買入等ニ関スル重役集会ノ議決ニ就キ議スヘキモノトス至急ヲ要スル場合ニ於テハ重役集会ハ割引歩合ヲ変更スルコトヲ得但此決議ハ五日以内ニ監事ノ協賛ヲ求ムヘキモノトス

日本銀行定款（明治15年10月6日許可）	白耳義国立銀行定款（1872年7月17日認可）
<p>ニ限り重役集会ノ決議ノミヲ以テ増減スルヲ得ヘシ但此場合ニ於テハ必ス五日以内ニ監事集会ノ承認ヲ受クヘシ</p> <p>第六十二条 監事集会ハ少クトモ毎月一回宛開会ス可シ若シ二人以上欠席スル時ハ決議ヲ取ルコトヲ得ス 議事ハ多数ヲ以テ決ス可シ若シ可否ノ数相半スル時ハ銀行総会ニ於テ決定ス可シ 若シ二人以上ノ欠席アリテ決議ヲ取ルコト能サル時ハ至急ヲ要スル事件ニ限り銀行総会ニ於テ決議スルヲ得ヘシ</p> <p>第六十三条 第三十六条第四項ニ定メタル監事ノ配当金ハ半額ヲ人員ニ均分シ半額ハ出席數ニ応シテ配当スル者トス</p>	<p>第六十九条 監事集会ハ少ナクモ一ヶ月一回開会スルモノトス 若シ少ナクモ会員四名參集セサルトキハ如何ナル決議モ為スコトヲ得ス 決議ハ多数決ニ依ル 若シ可否相半スルトキハ銀行総会之ヲ議決ス 監事ノ數定員ニ充タサル際銀行総会カ至急ヲ要スルモノト認ムル議事ハ銀行総会之ヲ決ス</p> <p>第七十条 第四十三条第四号ニ依リ監事ニ属スル賞与金ノ半額ハ出席度數ニ依リ分配セラルモノトス</p>
<p>第五節 銀行総会</p> <p>第六十四条 総裁副総裁理事監事ノ集会ヲ名ケテ銀行総会ト云フ</p> <p>第六十五条 銀行総会ハ少クトモ毎月一回宛開会シ営業上ノ得失ヲ商議スルモノトス 此総会ハ定款内規ニ依リ其職務ニ属スル諸件ヲ決議スルモノトス 此総会ハ利益金ノ分配及ヒ賞与ノ金額ヲ決議ス可シ 此総会ハ保護預リノ約束及ヒ其手続等ヲ決議ス可シ 此総会ハ重役集会ノ起按シタル銀行内規並支店出張所等ノ規則ヲ決議ス可シ 此総会ハ支店出張所廃置ノ件ヲ決議ス可シ 以上四項ノ事件ハ總テ大蔵卿ノ許可ヲ経ルニ非サレハ施行スルヲ得ス</p> <p>第六十六条 第六十二条第三項ノ場合ヲ除クノ外重役監事共ニ過半数ノ出席アルニ非サレハ</p>	<p>第五節 銀行総会</p> <p>第七十一条 総裁理事及監事ヲ以テ銀行総会ヲ組織ス</p> <p>第七十二条 銀行総会ハ少ナクモ毎月一回銀行ノ現状ヲ知ル為メニ集会スルモノトス 定款又ハ内規ニ依リ提出セラレタル総テノ事項ニ就キ議決ス 利益金ノ分配金額ヲ決定ス 保護預受入ノ条件ヲ議決シ大蔵大臣ノ認可ヲ請フモノトス 重役集会ノ提出ニ係ル内規并ニ支店割引所出張所ノ規則ヲ議決シ大蔵大臣ノ認可ヲ請クルモノトス 支店割引所出張所設立ノ提議其特別ノ組織其他銀行券ノ新造及發行ニ関スルコトヲ議決ス 文書局長及金庫局長ノ俸給ヲ定メ又其身元保証金ヲ要スル場合ニ於ケル保証金額ヲ定ム</p> <p>第七十三条 第六十九条末項ノ場合ヲ除クノ外重役集会及監事集会ノ会員過半数出席スルニ</p>

日本銀行定款（明治15年10月6日許可）	白耳義国立銀行定款（1872年7月17日認可）
決議ヲ取ルヲ得ス 議事ハ多数ヲ以テ決スル者トス但可否ノ數相半スル時ハ議長之ヲ決スヘシ	非サレハ如何ナル議決モ為スコトヲ得ス 決議ハ過半数ニ依ル 可否相半スルニ於テハ議長ノ投票ヲ含ムモノヲ有効トス
第六節 割引委員 第六十七条 割引委員ハ少クトモ三名以上タル ヘシ其委員ハ銀行総会ニ於テ撰定シ出席日数 ニ応シテ手当金ヲ付与ス可シ 此委員ハ監事中ヨリ兼任スルヲ得ヘシ 此委員ハ毎年總員ノ半数ヲ更代スル者トス但 之ヲ再撰スルヲ得ヘシ	第六節 割引委員 第七十四条 本店附属割引委員会ハ之ヲ二部ニ 分チ各三名ヲ以テ組織ス銀行集会ハ其任命ヲ 為シ又出席手当金ヲ定ム 割引委員ハ監事中ヨリ任命スルコトヲ得 此委員ハ毎年半数ヲ改選ス満期再選ヲ妨ケス
第六十八条 割引委員ハ理事一名ヲ以テ之レカ 長トナスヘシ但委員出席ノ時日ハ内規ヲ以テ 定ムルモノトス 此委員ハ諸手形ノ検査ヲ遂ケ之カ割引ヲ許ス 可シト認定スル時ハ其趣キヲ銀行重役ニ申立 ツ可シ	第七十五条 各部集会ノ時日ハ特別規則ニ依ル 各部ハ一理事ヲ部長トナシ提出セラレタル手 形ヲ審査シ規定ニ適スルモノニ就キ其採用ヲ 重役会ニ建議ス
第六章 監理官 第六十九条 監理官ハ大蔵卿ノ命ヲ受ケ銀行一 般ノ事務ヲ監理シ殊ニ銀行券發行内外手形割 引等ノ事務ヲ監視スル者トス	第六章 政府監理官 第七十六条 監理官ハ銀行ノ業務特ニ割引銀行 券發行ニ付監督ス 其俸給ハ銀行重役ト協議ノ上国王之ヲ定メ銀 行之ヲ支弁ス
第七十条 監理官ハ何時タリトモ銀行事務一切 ノ状況ヲ質問シ且帳簿若クハ金庫等ノ検査ヲ 為スノ權ヲ有ス 監理官ヨリ銀行事務ノ一覽表ヲ要スル時ハ銀 行重役ニ於テ之ヲ調整シ検印ヲ捺シテ差出ス 可シ	第七十七条 監理官ハ何時タリトモ業務ノ状況 ヲ質問シ帳簿及金庫ヲ検査スルノ權ヲ有ス 重役ハ監理官ヨリ要求ノ都度銀行ノ状況ヲ明 示シ其正確ヲ保証スヘキモノトス
第七十一条 監理官ハ重役集会監事集会銀行總 会割引委員席株主總会等ニ臨席シ意見ヲ陳述 スルヲ得ヘシ但可否ノ數ニ加ハルヲ得ス	第七十八条 監理官ハ適當ト認ムルトキハ株主 總会其他役員集会及委員会ニ列席ス 監理官ハ諮詢權ヲ有ス
第七章 株主総会	第七章 株主総会
第七十二条 株主總会ハ株主總体ノ権理ヲ表ス	第七十九条 株主總会ハ株主ノ總体ヲ代表スル

第1章 日本銀行の創立

日本銀行定款（明治15年10月6日許可）	白耳義國立銀行定款（1872年7月17日認可）
ル者トス 条例規則ニ依リ株主総会ニ於テ決議シタル事 件ハ欠席者或ハ異議者ト雖モ必ス服従ス可キ 者トス	モノトス 正当ニ行ハレタル議決ニハ欠席者異議者ト雖 トモ服従スルコトヲ要ス
第七十三条 株主総会ノ会員タル者ハ会期六十 日前ニ於テ十株以上ヲ所有スル者ニ限ル可シ 会員欠席スル時ハ他ノ会員タルヘキ者ニ代理 ヲ付托スルヲ得可シ 会社組合又ハ銀行等ニシテ此銀行ノ株主タル 者ハ其社員一名ヲ以テ代理セシムルヲ得ヘシ 株主中婦女並瘋癲白痴及ヒ丁年未満ノ男子ハ 其後見人若クハ他ノ会員タルヘキモノヲ以テ 代理セシムヘシ 前三項ニ定メタル代理人タル者ハ必ス委任状 其他ノ書籍ヲ持参スルモノトス	第八十条 株主総会ハ記名株十株以上ノ持主ニ シテ二十日以前ニ登記セシ株主若クハ無記名 株十株以上ヲ有シ本店若クハ重役会ノ指定ス ヘキ出張所ニ其株券ヲ預ケ入レタル株主ヲ以 テ組織ス 株主ハ自己ノ代理ヲ託スルニ自ラ投票権ヲ有 セサル者ヲ以テスルコトヲ得ス 但会社團体及組合ニアリテハ特ニ派遣ノ社員 一名ヲ以テ代理セシムルコトヲ得未成年者及 無能力者ハ後見人又ハ管財人ニ依テ代表セラ ル、コトヲ得 前二項ニ依リ代理権ヲ証スル委任状其他ノ証 書ハ少ナクモ総会三日以前ニ銀行ニ提出スヘ キモノトス是等ノ証書ニハ本人ノ署名ヲ要ス
第七十四条 会員ハ当日発会前ニ於テ出席名簿 ニ署名捺印スヘシ	第八十一条 議事ヲ開ク前株主ハ出席名簿ニ記 名ス
第七十五条 株主ハ所有株數十箇ニシテ投票一 箇ノ権理ヲ有シ十一株以上ハ五十株毎ニ一箇 ヲ增加スルモノトス又幾人ヨリ代理委任ヲ受 クルモ其代理ニ属スルノ権理ハ十箇以上ヲ有 スルヲ得ス但政府及ヒ会社銀行等ノ代理タル 者ハ此限ニ在ラス	第八十二条 十株ニ対シ一個ノ投票権ヲ与フ 何人モ株主トシテ投票権五個以上ヲ有スルコ トヲ許サス又委託件数ノ如何ニ係ハラス代理 者トシテ投票権五個以上ヲ有スルヲ許サス
第七十六条 定式株主総会ハ毎年二月八月第三 ノ土曜日ニ於テ開場ス可シ 此定式総会ニ於テ第三十四条ニ掲ケタル前半 期実際報告ノ可否ヲ決議ス可シ 二月ノ株主総会ニ於テハ銀行重役ヨリ前年度 ノ十二月卅一日迄ノ営業報告ヲ差出ス可シ 八月ノ株主総会ニ於テハ其年末ニ満期退職ス	第八十三条 通常株主総会ノ会合日ハ二月ノ最 終月曜日及八月ノ最終月曜日トス 総会ハ本定款第四十一条規定ノ場合ニ於テ必 要ナルトキハ前半季決算ヲ議定ス 二月ノ総会ニ於テ重役ハ前年十二月卅一日ニ 終ル営業ノ報告ヲ為スヘシ 八月ノ総会ニ於テハ同年末ニ満期トナルヘキ

日本銀行定款（明治15年10月6日許可）	白耳義国立銀行定款（1872年7月17日認可）
ヘキ理事及監事ノ後任ヲ撰挙ス可シ 二月八月兩度ノ株主総会ニ於テハ職員中死去或ハ退職者ノ補欠撰挙ヲ為ス可シ 第七十七条 大蔵卿若クハ重役集会ニ於テ必要ナリト思考スル時ハ何時ニテモ臨時株主総会ヲ開クヲ得ヘシ 監事集会ヨリ請求スルカ又ハ株主総会員タル者五十名以上ヨリ請求アル時ハ何時ニテモ臨時株主総会ヲ開クヲ得ヘシ	理事及監事ノ選挙ヲ行フヘキモノトス 二月及八月ノ総会ニ於テハ死亡辞職或ハ其他ノ事故ニ依リ生セシ補欠選挙ヲナスモノトス 第八十四条 重役集会ニ於テ適當ト認メタルトキハ何時ニテモ臨時ニ株主総会ヲ開クコトヲ得 左ノ場合ニ於テハ臨時総会ヲ開ク 一、監事集会又ハ投票権ヲ有スル株主二十名以上カ開会ヲ要求スル場合 二、理事ノ数若クハ監事ノ数四名ニ減シタル場合
第七十八条 株主総会ヲ開ク時ハ定式臨時ヲ問ハス三十日前ニ招集状ヲ各会員へ送致シ且新聞紙ヲ以テ其旨ヲ広告ス可シ 若シ銀行総会ニ於テ緊要ナル事件ト認メ至急ニ株主総会ヲ開カント欲スル時ハ此招集期限ヲ十五日マテニ短縮スルヲ得ヘシ	第八十五条 通常并臨時総会トモ少ナクモ十五日前ニ其開会ヲ書留郵便ヲ以テ議決権ヲ有スル記名株主ニ通知シ且少ナクモ一ヶ月以前ニ白耳義官報并ニ「ブリユツセル」ニ於ケル二個ノ主要日刊新聞紙ニ廣告スルモノトス 若シ銀行総会ニ於テ至急ヲ要スト認メタルトキハ官報及新聞紙廣告ハ十五日以前ニ短縮スルコトヲ得 孰レノ場合ニ於テモ此廣告ニハ無記名株預ケ入ニ関シ必要ナル期日ヲ指示ス
第七十九条 右招集状ニハ其討議ニ付スヘキ事件ヲ明示ス可シ 第八十条 総裁副総裁理事監事ヲ除キ当日出席会員中所有株券ノ最モ多数ナル者二名ヲ撰ミ以テ総会ノ幹事トナスヘシ但当撰ノ者之ヲ辞スル時ハ順次其次數ノ者ヲ以テ之ニ充ツヘシ 幹事ハ總裁副總裁理事ト共ニ当日会場ノ議事録ニ署名捺印ス可シ	第八十六条 総テ招集状ニハ會議ノ議題若クハ議題トナリ得ヘキ項目ヲ明示スヘシ 第八十七条 出席者中ノ最大株主ニシテ重役ノ職ヲ帶ヒサル者二名ヲ其承諾ヲ得テ立会人トス 立合人ハ議長并ニ重役会員ト共ニ議事録ニ署名スルモノトス
第八十一条 株主総会ニ於テハ招集状ニ記載セシ事件ヲ討議ス可シ但其議按ハ重役集会又ハ監事集会ヨリ回付スル者トス 若シ会員十名以上ノ連署ヲ以テ会期十日前ニ	第八十八条 株主総会ハ左ノ事項ヲ議決ス 一、招集状ニ記載シアル事項ニシテ重役集会若クハ監事集会ヨリ提議セラレシモノ 二、五名以上ノ会員署名ヲナシ開会日ヨリ少

日本銀行定款（明治15年10月6日許可）	白耳義国立銀行定款（1872年7月17日認可）
重役集会ニ他ノ議按ヲ差出シタル時ハ之ヲ當日ノ議題ト為スヲ得ヘシ 株主総会ノ議事ハ議題外ノ事件並人ノ毀譽褒貶ニ涉ルヲ許サス 招集状ニ記載セサル事件ト雖モ重役集会ヨリ臨時回付シタル議按ニシテ会場ニ於テ緊要ナリト認ムル者ハ当日ノ討議ニ付スルヲ得 第八十二条 議事ハ多数ヲ以テ決ス可シ若シ可否相半スル時ハ議長之ヲ決ス可シ 第八十三条 第四十五条ニ記載スル理事ノ候補ヲ撰挙スルニ投票過半数ヲ得ルモノナキトキハ其最モ多数ナルモノヨリ右候補ニ二倍スル人員ヲ定メ之ニ就テ再ヒ投票ヲ為スヘシ若シ投票同数ナルトキハ年長ヲ以テ定ムヘシ 監事撰挙ニ於テ投票過半数ヲ得ルモノナキトキモ亦前項ノ例ニ準ス	ナクモ十日以前ニ總会へ提出ノ目的ヲ以テ重役会へ提議セシモノ 其他重役集会ノ提出ニ係ル議案ニシテ總会ニ於テ緊急事件ト認ムルモノハ議事ニ附スルコトヲ得
第八十四条 任期中理事監事ヲ罷ム時ハ株主總会出席員四分ノ三以上ニシテ總株半数以上ヲ所有スル者ノ同意アルニ非サレハ之ヲ決定スルヲ得ス但シ理事ヲ罷ム時ハ大蔵卿ノ許可ヲ受クヘシ	第八十九条 総テ決議ハ過半数ニ依ル可否同数ナルトキハ提案案ハ否決トス 第九十条 選挙及解職ニ関シテハ無記名投票ヲ行フ 其他ノ議事ニ就テハ指名点呼ヲ用ユ 第九十一条 第一回ノ投票ニ於テ選挙サルヘキ人員皆過半数ヲ得サルトキハ最多数ノ投票ヲ得タルモノ、人名表ヲ作ル 此表ニハ選挙スヘキ人員ノ二倍ヲ包含セシム選挙ハ此表中ニ存スル候補者ニ對シテノミ之ヲ行フ 同点者アル場合ニ於テハ總テ年長者ヲ以テ当選者トス
第八章 総 則 第八十五条 此定款ヲ改正スル時ハ特別ニ株主總会ヲ開キ之ヲ決議スル者トス但其改正スキ条件ハ之ヲ会員招集状ニ記載スヘシ 右株主總会ハ出席員所有ノ株数三万箇ニ満ツルニ非サレハ其事件ヲ決議スルヲ得ス 此總会ノ議事ハ出席員投票箇数三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニ非サレハ決議スルヲ得ス	第九十二条 理事若クハ監事ノ解職ニハ總株半数以上ヲ所有スル出席株主ノ四分ノ三以上ノ多数決ヲ要ス
	第八章 総則（又ハ補則） 第九十三条 定款ノ改正ハ特ニ此目的ヲ以テ開カレタル株主總会ニ非サレハ議スルコトヲ得ス 改正案ノ要点ハ招集状及廣告ニ明記スヘシ 總会ハ出席者ノ代表株数二万株ニ達セサルトキハ有効ニ議決ヲ為スコトヲ得ス 此場合ニ於テハ拾株以下ノ株主モ投票權ヲ有

日本銀行定款（明治15年10月6日許可）	白耳義国立銀行定款（1872年7月17日認可）
此總会ニ於テ決議シタル事件ハ政府ノ許可ヲ 経ルニ非サレハ施行スルヲ得ス	スル株主ヲシテ代表セシムルタメ其持株ヲ集 合スルコトヲ得 其決議ハ投票ノ少ナクモ三分ノ二ノ多數ヲ得 ルニ非サレハ成立セサルモノトス 決議ハ政府ノ承認ヲ経テ始メテ効力ヲ生ス
第八十六条 政府ハ日本銀行諸般ノ業務ヲ監督 シ其営業上条例定款ニ抵触スル事件ハ勿論政 府ニ於テ不利ト認ムル事件ハ之ヲ制止スヘシ	第九十四条 此定款ニ依テ承認セル政府ノ権能 ノ外總テ法律定款及國ノ利益ニ反スルモノト 認ムルモノハ政府ニ於テ之ヲ制止スルコトヲ 得
第八十七条 政府ノ都合ニヨリ要用ナリトスル 時ハ何時ニテモ此定款ヲ改正増削スルノ權ア ルヘシ	第九十五条 総裁理事及監事ハ依然留任ス 総裁ノ任期並理事及監事ノ任期満了ノ順序ヲ 変更セス 第九十六条 本定款ハ一八七三年一月一日ヨリ 之ヲ実施ス

（出所）日本銀行保有資料、『日本銀行定款』（明治15年10月6日付原本）および『日、白中央銀行条例、定款比較対照』昭和16年。

- (1) マーガレット・G・マイヤーズ (Margaret G. Myers) 著、吹春寛一訳『アメリカ金融史』日本図書センター、昭和54年、304~305ページを参照。
- (2) C. A. Conant, *The National Bank of Belgium*, Washington : Government Printing Office, 1910, p. 5.
- (3) 前掲『日本銀行制度改革史』18ページ。
- (4) 同上、116ページ。
- (5) 同上、116ページ。
- (6) 明治24年8月12日「内閣議決書」(徳富猪一郎『公爵松方正義伝』 坪巻、公爵松方正義伝発行所、昭和10年、所収) 391~398ページ。
- (7) 前掲『日本銀行制度改革史』155ページ。
- (8) P. Kauch, *La Banque Nationale de Belgique, 1850-1918*, 1950.
- (9) 同上、50ページ。
- (10) 同上、50ページ。
- (11) フレール・オーバンがベルギー総合銀行とベルギー銀行に対しいろいろと方策を講じた
経過については、前掲 *La Banque Nationale de Belgique, 1850-1918*, pp.28~33

に詳しい。

- (12) 沖中恒幸『日本銀行』春秋社、昭和27年、50ページ。
- (13) 同上、51ページ。
- (14) 加藤俊彦『本邦銀行史論』東京大学出版会、昭和32年、65ページ。
- (15) ベルギー国立銀行定款のほうが日本銀行定款より9か条多いが、前者には銀行券発行に関する条文5か条と、定款実施日を定めた条文1か条が含まれていた。

(5) 田口卯吉の批判

日本銀行条例に対する反対論

明治15年（1882年）6月27日に日本銀行条例が公布されると、「諸新聞紙は直に其条例に就て利害を論じ、是非を議」したといわれる。⁽¹⁾ 松方の提議したように、金融の全国的平準化、市中銀行・会社の資力拡張、金利の引下げ、国庫金の取扱いと財政・金融の調整、国際金融の調整を目的とする中央銀行を設立するのであるから、これは当然のことといえよう。もっとも、日本銀行条例の公布後わずか半月ほどしかたない7月14日、三菱による海運独占の打破と海運保護をねらいとして、農商務省において半官半民の共同運輸会社の創立発起人会が開かれ⁽²⁾ たため、当時の世の論議は日本銀行と共同運輸会社の二者に集中した觀があつたと伝えられている。⁽³⁾ 創業初期における本行の同社との掛けり合いを考えると、偶然のこととはいえ何かの因縁が感じられないでもない。

明治15年7月22日付『東京日日新聞』によれば日本銀行条例に対する当時の反対論には2種あった。一つは、金融のことは自然にゆだねるべきであって、いかなる方法によろうとも中央銀行の設立には賛成できないというものであったが、「此種の論者は自由の極端に則り、任他主義の最乗たるを以て少数」であった。もう一つは、中央銀行の設立自体には賛成であるが、その目的・方法の点で政府と意見を異にするため反対であるというものであった。この種の反対論には、①政府の施策であるというだけの理由で批判・反対するもの、②中央銀行設立の目的・方法は政府と同意見ながら、野に在るがゆえに政府を攻撃するものも含まれていると述べられていたが、このような論理を超えた反対論は「所謂る政府を憎

悪するの私党説」であるので、論ずる必要はあるまい。

しかし、この東京日日新聞紙上で、反対論の多くが「取るに足らざるの浅論」といっしゅうされていた中で、「稍々見るべきもの」として田口卯吉の反対論が挙げられていたことは注目されよう。⁽⁴⁾

既述のように(2. の(4))、明治15年6月に執筆した論文「中央銀行を論ず」において、「政府自ら官金を出し、新たに一銀行を創立して以て官金を預託する」方法を「下策」と評した田口卯吉が、松方の推進する日本銀行設立構想に対し「痛烈な反対意見を述べた」⁽⁵⁾のは当然であろう。田口は15年7月8日・15日・22日・29日および8月5日・12日の『東京経済雑誌』に、6回にわたって「日本銀行創立の主意書を読む」と題する論文を掲げ、日本銀行条例と「日本銀行創立旨趣ノ説明」⁽⁶⁾に対し「徹底的批判を展開した」⁽⁷⁾。それは「所謂自由主義者の中銀行に対する理想を所謂保護主義者の具体案に対して端的に展開したものとして古典的意義を有する」と後に評価されている。⁽⁸⁾以下、やや詳しく田口の所論を追ってみよう。

下策の日本銀行設立構想

田口卯吉は上記論文「日本銀行創立の主意書を読む」の冒頭において、日本銀行条例により設立される日本銀行は彼の言う下策に属する官立銀行であることに、まず「杞憂」の念を表明する。⁽⁹⁾

すなわち、現在横浜に横浜正金銀行があり、東京に第十五国立銀行があるが、世人はこれらを「金融上の怪物、其精神を失して残存せるもの」と評している。その評は当を得たものとはいえないが、創立の目的において過ちを犯したがために今日のような状態になってしまったと思わざるをえない。今回創立されようとしている日本銀行はいかなる点で横浜正金銀行と異なるのか。日本銀行の資本金は1000万円であり、横浜正金銀行のそれは300万円であるから、両銀行の金融上に及ぼす結果も異なるというのであろうか。しかし、資本金300万円の銀行ができなかつたことは、資本金1000万円の銀行でもできはしない。あるいは、横浜正金銀行は専ら外国貿易の奨励に当たり、日本銀行は専ら国内金融の疎通に当たる

ので、両銀行は異なるというのであろうか。しかし、外国貿易も国内商業も貨幣を借りて業を営むという点では違いはない。今回の日本銀行条例も「更に怪物を発出」することに終わるのではないかと懸念せざるをえない、と。

田口の言う「怪物」とは何を意味するのであろうか。横浜正金銀行と第十五国立銀行から受ける印象は、その規模が大きく、政府の保護・支援を受け、あるいは政府との関係が密接な銀行ということであろう。横浜正金銀行は政府出資・官金の運用委託など政府の手厚い保護を受けていた。それにもかかわらず、不換紙幣の整理に伴う「反動不況に見舞われ……得意先の破産・債権延滞が続出し、大損失を招くの危機に遭い、明治15年7月、ついに中村道太初代頭取の引責辞職を見る」という状態にあった。⁽¹⁰⁾ また第十五国立銀行は、公債保有と対政府貸付を主体とした、政府財政に付属する大金融機関という様相を呈していた。⁽¹¹⁾ このような両銀行の状態は「怪物」の名にふさわしい。少なくとも、「銀行なるものは政府が指導すべきものではなくして堅実な銀行家の自発的活動に俟つべきものである」と考え、⁽¹²⁾ 「徹頭徹尾いわゆる特別銀行に反対した」⁽¹³⁾ 田口から見れば、それらは「怪物」と映ったに違いない。官立的・官治的性格をもつ中央銀行の設立はさらに「怪物」を増やすことにはかならない、と田口が考えたのも当然と思われる。

コルレス取引は無用

次いで田口は、「日本銀行創立旨趣ノ説明」に掲げられた中央銀行設立理由を一つ一つ批判した。まず、第1の理由「金融を便易にする事」については、コルレス取引の締結により金融の繁閑調節・疎通を図るという意図を非難する。

すなわち、「為替取引の事は中央銀行の重なる目的にあらず、中央銀行の重なる目的は官金の預託に存することなれば、他の小銀行の為すに任せて差支なき為替事業に熱心するは無用の勞と云はざるべからず。」この点に加え、多くの銀行と取引をなし、各地から仕向けられた為替を支払うことになれば、相当多額の資金を擁する大銀行でも資金の不足を感じざるをえないことがある。また、国内の確実な銀行と取引しようとすれば、多くの職員を雇い多くの資金を費やして各地銀行の景況を十分に調査する必要があるが、そのようなことは利益を目的として

創立される銀行のなすべきことではなく、実際上実施しがたい。「各地に対する為替の如きは中央銀行自ら嘗まずして従来の如く三井、第一及び其他の銀行に委託し、中央銀行は此等の銀行と取引を開きて其事務を取扱ふに如か」⁽¹³⁾、と田口は主張した。確かに、先に述べた（5. の(2)）ような民間コレス網の急速な発展状況からすれば、田口の意見は実際的な基盤を備えていたといえよう。

手形再割引は不可能

第2の理由「国立銀行諸会社等の資力を拡張する事」に対しては、まず、市中において手形割引がほとんど行われていなかった当時にあっては、中央銀行が手形の再割引をしようとしてもできるものではないと反論する。⁽¹⁴⁾ すなわち、国立銀行・会社等の資力を拡張するというのは、「不時の需要に差支へたるものゝを救はんとの意味」であれば、日本銀行の創立は「甚だ美」である。しかし、「今日東京商業の景況たる手形流通の事決してあることなし、……然る所以のものは東京現時の商業取引は手形取引を要するの組織にあらざるが故」である。それにもかかわらず、日本銀行創立趣旨説明書が「庫中に受取手形を堆積し、其中には両三日乃至四五日以内に受取るべき者あれども、俄に今日の間に合はざるを以て、残念ながら割引も断り、貸付を謝し」と言うのは、「未だ我国の事情に疎なる」証拠である、と。

統いて田口は、預金取付けの可能性も少ないことを指摘する。⁽¹⁵⁾ すなわち、わが国銀行の預金受入れ残高はそれほど多くなく、金融が繁忙化してもその引出しを拒まねばならないほど差支えを生ずることはない。欧米では、銀行が手形の決済や預金の支払いを怠ると金融逼迫を招来することがあるというが、東京ではそうした例を聞いたことがない。また、金融逼迫時に50万～100万円の資金を市場に放出すれば、金融逼迫の声もたちまち消滅すると称しているが、洋銀相場高騰時に相場抑制のため政府が試みた銀貨放出と同じことであって、「豈に乏しきの貨幣を以て永遠に弛ましむるを得べきものならんや」と主張した。

田口も、中央銀行が「金融逼迫の時に当りて他の銀行を補助する」ことは望ましいと考えていた。しかし、日本銀行が1000万円程度の資本金で平時に対市中銀

行貸出を行うことは、それ自体なんの効果もないのに加えて、金融逼迫時に市中銀行の救済に振り向けうる資金をそれだけ乏しくしてしまうことになる。したがって、もし中央銀行が「金融逼迫の一時を救ふ」ことを主眼とするならば、平時には対市中銀行貸出をせず、対政府貸付を主とすべきである、と田口は述べた。

確かに田口の主張は明快であるが、単純のそしりを免れないおそれもある。一つには、「金融逼迫」の定義があいまいであったことにその原因があると思われるが、その点は「日本銀行創立旨趣ノ説明」も同罪であった。しかし、商業手形の流通が少なく、また市中銀行はいまだ十分に預金銀行化していないという田口の指摘は、当を得たものといえよう。もちろん、中央銀行の設立は長期的展望のもとで実施すべきものであろうが、商業手形の流通と預金銀行を基盤とする先進国の中銀制度を移植する場合には、当面する現実とのギャップをどう埋めていくか、その対策を十分に考究しておく必要があったことも明らかであろう。

金利引下げは実現不可能

第3の理由「金利を低減する事」に対する田口の批判は、第2の理由に対するそれと同工異曲であった。⁽¹⁶⁾田口は次のように主張した。

日本銀行を創立し、1000万円の資本金で手形割引を行わせれば金利は低下するというけれども、その意味は「貸付資本の増加せるが為に利息低下」すというのか、それとも「手形流通を奨励し無形資本を作出するが為に利息低下す」というのか、あるいは「此二者合するが為に利息低下す」というのであろうか。おそらくは、最後に挙げた意味で金利が低下すると言っているのであろうと思われるが、手形流通の普及は商業取引の仕組みを一変しなければ実現できるものではなく、中央銀行が設立されたからといって簡単に達成できるものではない。貸付資金の増加による金利引下げ効果も、日本銀行の設立によるその純増額は政府出資の500万円にすぎず、その程度の資金増加で金利の引下げという大目的を達成できるとは思われない。世間の金利水準を顧慮することなく、日本銀行が低利の貸出をしようとするならばそれは可能であろう。しかし「世人既に高利を以て貸金を得んことを望む、故に利息の相場貴し。然るに此相場にては害ありとて之を低利

に貸付くるは、所謂他愛に切にして自愛に疎なるものと云はざるべけんや」と。

自由主義者の田口にしてみれば、中央銀行の低利貸出をてことして金利水準の引下げを図るということは、自由経済の原則に反する措置であった。それはなんらかの形でゆがみを生ぜざるをえない。後のことになるが、田口は「日本銀行の低利は、我邦の金利を低くするの結果なくして、特に国立銀行を濡ほすの結果となりし」が、これは「国立銀行をして常に日本銀行に依頼するの念を発せしむる」ことになると懸念していた。また、田口は、「日本銀行と云へる後援ありて、資本預金以外に利益を得るの道あるときは、其独立自営の精神は頓に之に因りて消滅するのみならず、実に不時の変動を予防するの注意をも消滅する……日本銀行より再割引を為して以て其業務を営むが如き慣習を存するときは、万一の変に際し凡て皆日本銀行に駆付け其救助を得んと競ふなるべし。……日本銀行と雖も豈に能く其要求に応ずるを得んや。」それにもかかわらず、「日本銀行にして巨資⁽¹⁷⁾を擁して再割引を奨励す、是れ實に咄々怪事なり」と述べていた。本行開業後の足跡に照らしてみると、この田口の意見には興味深いものがあろう。

設立理由の論旨矛盾

第4の理由「中央銀行を設立し行務整頓の日に至ては大蔵省事務の中銀行に託して弊害なきものは分つて之に付する事」に対する田口の批判は痛烈であった。⁽¹⁸⁾創立趣旨説明書の述べる理由は、ある部分は「純然たる自由交易家の議論」であるのに、他の部分では、政府さえ登場すれば人力では不可能なことも可能であると考える保護政策論があらわであり、首尾一貫した論旨は見られないと主張した。

すなわち、創立趣旨説明書が、商業・貿易等のような民間と直接利益を争う事業は、政府があえて自ら行うべきものではなく、また行おうとしてもうまくできるものではないと述べているのは、「純然たる自由交易家の議論にして、真に公明正大なるもの」である。しかし、実貨は衆人の喜ぶところ、万国の欲するところであると述べながら、手許から離れ勝ちであり、海外へ流出する傾向があると論じているのは前後矛盾する。しかしこの程度で驚くのは早い。趣旨説明書は「実貨回収の事は人力を以て遮擋し得べき所にあらずと明言せしに……政府なれ

ば能く其任に當るを得べしと論ずるは何事」であるか。また「中央銀行なれば能く其任に當るを得べしと云ふ」のも矛盾である。なぜならば、中央銀行は政府ではなく、趣旨説明書が実貨回収の任をゆだねることができないとした「商人」であるからである。さらに、「我国実貨の外出する所以を以て外国政府が其中央銀行の力に依りて日夜吸收するに由ると論ずるに至りては、……抱腹絶倒」せざるをえない、と。

田口は続けて述べる。政府が財政の改善を欲しているのであれば、官金預託の件は最も迅速に実施すべきであるのに、中央銀行を新たに設立しようとするためその創立が遅れ、行務整頓の日を待たねばならなくなつたのは眞に惜しむべきことである。けれども、趣旨説明書がこの項の末尾において「中央銀行に国庫の出納を託し、其暇を見て民間の融通を助けしめば」、財政資金の引揚げ超過による金融の引締まりを解消することができると述べている点は、「再び最初の自由主義に返」った議論であつて望ましい。しかし、このように前後矛盾の多い設立理由の説明では、世人はその意図を理解しようとしても難しいといわざるをえない、と。

中央銀行は魔法使い

第5の理由「外国手形割引の事」に対する田口の批判もまた皮肉に満ちていた。⁽¹⁹⁾ 先に述べたように(5. の(2)) 田口は、先進国中央銀行が海外コルレス先銀行を通ずる外国手形の割引により、正貨を吸收する仕組みについての趣旨説明書の叙述に対して批判を加えていたが、趣旨説明書の言うように中央銀行に金銀貨を吸收回復する力があるとすれば、「中央銀行は魔法を使ふ者なり」とも批判し、もし中央銀行に正貨を吸收回復できる「魔力」があるならば、「日本人民たるもの復た物産を蕃殖するを要せず、宜しく一箇の巨大なる中央銀行を創立し、外國より實貨を吸收して坐食すべき」である、と主張した。これは正しく皮肉以外のなものでもないが、趣旨説明書の論旨にも弱点のあったことは前述のとおりである。

以上のように中央銀行設立理由の各項目ごとに批判を展開した後、田口は次のように日本銀行創立趣旨説明書の誤りを総括した。⁽²⁰⁾

第一、地方の国立銀行と「コレスポンデンス」を結びて金融を便易にせんとするは、中央銀行自ら「コレスponsenス」を結ばんよりは現時の東京銀行に托して行はしむるに如かず。第二、国立銀行が、不時の需要に差支ふるに当りて中央銀行は之に再割を許して金融促進を緩ならしむるとは、是れ歐洲諸国の商業上に発する金融促進を救ふの方法にして、我日本の金融促進殊に本年初春の促進を救ふの方法にあらず。第三、日本銀行を創立し金利を低下せんと欲するの主意は、到底其目的を達すべからざるものにして、一部の経済書を熟読する生徒の能く解する所なり。第四、日本銀行々務整理の日に至りて大蔵省事務の中銀行に托して弊害なきものを分付すと云ふは全く新に銀行を創立したるが為に發したるものにして、若し從前より創立せる銀行を用ふるときは直に官金を預託するを得べきこと。第五、外国手形を割引し貨幣を国内に吸引せんとするは、全く日本銀行に魔力ありと思考するより發したる妄想にして、決して行ふべからざる事はなり。

さらに田口は以下のような「予言」をしていたことは、注目に値しよう。⁽²¹⁾

左の事を記憶せざれば此銀行創立の後三四年間に於て必ず非常の変あらん。其事何ぞや。当局者が數多の貨幣を金庫内に保存するの耐忍力なかるべきことなり。抑も新たに銀行の事務に当りたるものにして巨額の貨幣を無利息にして保存することは、非常の豪傑にあらざれば耐ゆべからざる所なり。彼れ必ず割賦を十分にせんと思惟すべし。故に成るべく貨幣を使用して以て利息を得んとの念を發すべし。殊に此銀行創立の精神は低利を以て貸付けんとの主意に出づるものなれば、当局者は必ず此主意を遂げんと勉めらるるなるべし。然るときは此銀行は必ず損失すべきなり。……彼の割引再割引等の事は、歐洲の銀行事務の談なれば到底容易に行はるべきに非ず、行はるべきは必ず公債証書地金銀等を抵当として貸付を為す者なり其期限短しと雖も、必ず數数之を改むべし。金融を便易にするの主意を以て低利にて此貸付を行ふ時は損失せざらんと欲するも得ざるなり。

上記のような田口卯吉の批判あるいは予言をあげつらうことは、それほど難しいことではなかろう。わが国近代経済の確立・発展過程の推移について、「徹底した自由放任論を中核とする彼の思想の空想性が顕在化」⁽²²⁾したとすれば、田口の主張には現実から遊離せざるをえないものを多分に含んでいたといえよう。そこにこそ田口卯吉の明治期経済思想家としての特色があったのではないかと考えられるが、なぜ「彼の思想の空想性が顕在化」したのか、その点を突き詰めること

の意義も決して小さくないであろう。しかし、ここでは、田口が示した「自由主義者の中銀に対する理想」⁽²³⁾を学び取るべきではなかろうか。彼が「終生政府並びに日本銀行に対する痛烈な批判者として行動」⁽²⁴⁾したのは、本行の制度とその運用が——少なくとも田口が生存していた間は——自由主義的ではなかったことを示すものにほかならなかったと思われるからである。

- (1) 明治15年7月11日付『東京日日新聞』。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点を入れた、以下同じ。
- (2) 日本郵船株式会社『七十年史』同社、昭和31年、15~17ページ。
- (3) 明治15年7月20日付『東京日日新聞』。
- (4) 同上。
- (5) 前掲『日本銀行制度改革史』158ページ。
- (6) 前掲『鼎軒田口卯吉全集』第7巻、273~289ページに収録されている。
- (7) 前掲『日本銀行制度改革史』162~163ページ。
- (8) 大内兵衛「鼎軒田口卯吉全集第七巻」解説(前掲『鼎軒田口卯吉全集』第7巻)12ページ。
- (9) 前掲「日本銀行創立の主意書を読む」273~274ページ。
- (10) 東京銀行『横浜正金銀行全史』第1巻、昭和55年、98ページ。
- (11) 戸原四郎「第十五国立銀行」(加藤俊彦・大内力編『国立銀行の研究』勁草書房、昭和38年、所収)を参照。
- (12) 前掲『日本銀行制度改革史』163~164ページ。
- (13) 前掲「日本銀行創立の主意書を読む」275~276ページ。
- (14) 同上、277ページ。
- (15) 同上、277~278ページ。
- (16) 同上、278~281ページ。
- (17) 明治25年10月8日『東京經濟雑誌』第644号所載「日本銀行の組織」(前掲『鼎軒田口卯吉全集』第7巻、290~292ページに収録されている)。
- (18) 前掲「日本銀行創立の主意書を読む」281~284ページ。
- (19) 同上、284~287ページ。
- (20) 同上、287ページ。
- (21) 同上、288~289ページ。
- (22) 杉原四郎「古典経済学と『東京經濟雑誌』」(長幸男・住谷一彦編『近代日本經濟思想史I』有斐閣、昭和44年、所収)238ページ。
- (23) 前掲「鼎軒田口卯吉全集第七巻」解説、12ページ。
- (24) 前掲『日本銀行制度改革史』169ページ。